

建築物省エネ法に基づく
愛知県気候風土適応住宅の解説

2025年(令和7年)11月



目 次

はじめに	1
1 本県における気候風土について	2
2 本県における基準の考え方について	5
3 愛知県気候風土適応住宅の基準	10
4 愛知県気候風土適応住宅の基準について	11
5 独自基準について	14
6 設計における留意事項について	17
7 運用基準について	18
8 申請手続きについて	41
参考資料	43
参考文献	52

○ はじめに

2022年（令和4年）6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）により、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成27年法律第53号）が改正され、原則、2025年（令和7年）4月以降に着工するすべての住宅について、省エネ基準への適合が義務付けられることになりました。

住宅の省エネ基準には、外皮基準と一次エネルギー消費量基準の2種類があり、それぞれの基準に適合しなければなりません。しかし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第二号イに規定する、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（気候風土適応住宅）については、外皮基準は適用しないこととしています。

この国土交通大臣が定める基準については、「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準」（令和元年11月15日国土交通省告示第786号）第2項に基づき、所管行政庁が別に定めることができるとされています。

今般、同告示第2項に基づき、本県の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた気候及び風土に応じた住宅として、愛知県気候風土適応住宅の基準を定めることとし、また、県内の多くの所管行政庁で同様の基準を制定する運びとなりました。

この解説書は、設計者の実務及び審査者の審査等の円滑な運用を図る目的で作成したものであり、今後、愛知県気候風土適応住宅の基準が適切に運用されることを期待いたします。

愛知県気候風土適応住宅基準の制定及び本解説書の作成にあたっては、愛知産業大学の宇野勇治教授及び公益社団法人愛知建築士会気候風土特別部会の皆様に多大なるご支援とご尽力をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

2025年（令和7年）11月
愛知県建築局建築指導課長

1 本県における気候風土について

(1) 本県の気候

① 特性¹⁾

本県は我が国の気候区分のうち、太平洋側気候に位置し、暖候期は高温・多雨、寒候期は小雨・乾燥する特徴があります。渥美半島と知多半島の南部では、熊野灘・遠州灘を流れる黒潮の影響を受け、四季を通じて温和な気候ですが、三河の山間部ではやや内陸性を帯び、冬は厳しい冷え込みとなります。

県の南側は太平洋に面しているため、低気圧などの通過時には南海上から暖かく湿った気流が入りやすく、梅雨期や台風が接近・通過する時には南斜面を中心に大雨になることがあります。尾張地方は日本海まで比較的距離も短く、冬期は関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもあります。

また、県の北から北東にかけては、日本の屋根といわれる中部山岳が連なっているため、本県では北東の風が吹きにくく、冬は北西風が卓越し、夏は南東風が卓越する特徴があります。

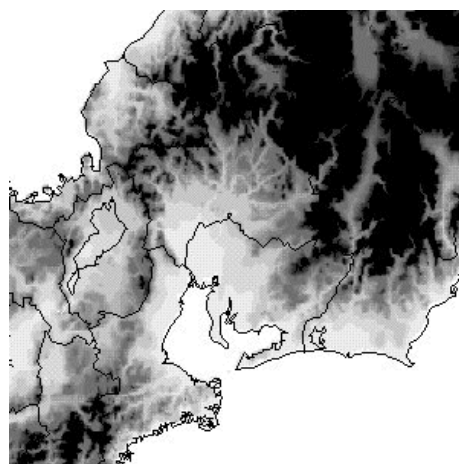


図1 愛知県の地形（標高が高い場所ほど黒く表示）¹⁾

② 気温¹⁾

県内のアメダスにおける年平均気温の平年値は全般に15℃前後となっています。ただし、稲武では標高が約500mと他の観測所よりも高いことから4℃ほど低くなっています（標準的な大気の場合、高度が100m高くなると、およそ0.6℃の割合で気温が低くなります）。

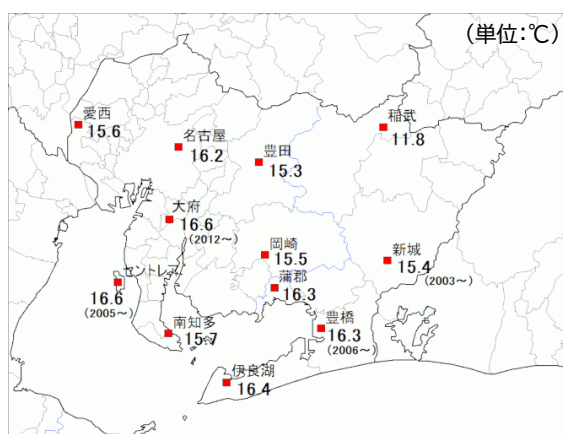


図2 アメダスの年平均気温の平年値（1991～2020年）¹⁾

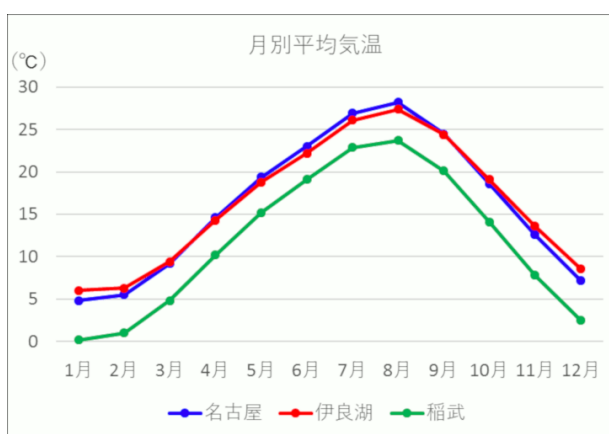


図3 名古屋、伊良湖、稲武の月別平均気温（平年値）¹⁾

③ 雨量¹⁾

降水量は水蒸気量の他に、上昇気流の強さや気流の収束しやすさなど、地形と風向きに影響される傾向があり、本県では東三河の南斜面を中心に降水が多い傾向にあります。ま

た、太平洋側に位置する本県では冬期の雪による降水量は少なく、暖候期の雨による降水量が多くなっており、主に低気圧、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響によってもたらされる6～7月と9月に降水量が多くなっています。

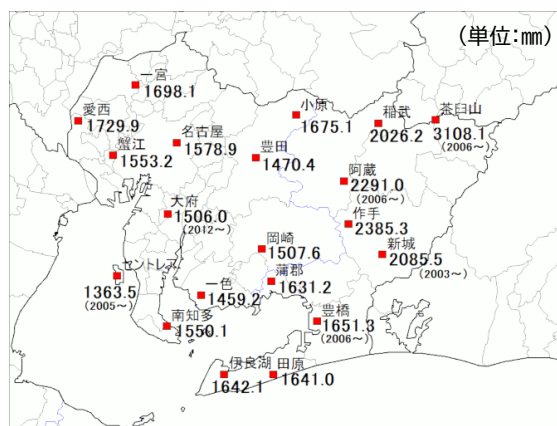


図4 アメダスの年間降水量の平年値(1991～2020年)¹⁾

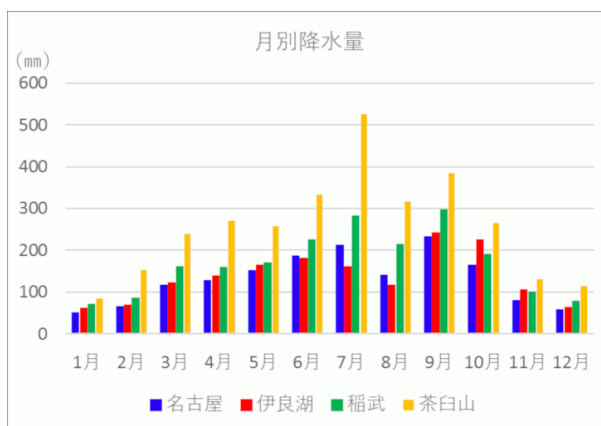


図5 名古屋、伊良湖、稲武、茶臼山の月別降水量(平年値)¹⁾

④ 日射量²⁾

本県における年間日照時間の平年値（統計期間1991～2020年）は2,141時間（全国第5位）であり、全国平均1,915時間よりも日照時間が長い地域となります。特に伊良湖地域では年間日照時間が2,200時間以上となり、太平洋沿岸地域で日照時間が長くなっています。このため、本県は太陽エネルギーのポテンシャルが高い地域と考えられます。

（2）本県の風土

広辞苑によると「風土」とは、その土地固有の気候や地形、地勢などの自然条件、土地柄を意味します。具体的には、土地の気候・気象・地形・地質・景色（景観）などの総称という概念であり、自然現象の他に人間存在や歴史的・文化的な背景、地域の気候と社会的な連関の中で育まれてきた伝統を継承する住まいのあり方と言えます。また、伝統的な建築技術（工匠の技）、住民の気質や文化に影響を及ぼす環境も含まれます。

本来、住宅は風土に根付いたものであり、本県の気候に適応するため、住まいにおいても次のような様々な工夫がなされてきました。

- ・夏期および中間期において大きな窓等により自然の風を室内に取込み、涼感を得る。
- ・建物を南面させて日照を得る。
- ・深い庇や障子、すだれ等により日射のコントロールを図る。
- ・縁側等の緩衝区間を設置し、木製建具、雨戸、障子などを重層させることで熱移動の減少を図る。
- ・土壁や畳などで調湿し、湿度の安定化を図る。
- ・土間や土壁の蓄熱を活かして気温変動の安定化を図る。
- ・防風林で北西からの季節風を防ぎ、南側の植栽で日射のコントロールを図る。
- ・すだれの利用や季節に応じた生活習慣等の住まい方を工夫する。等

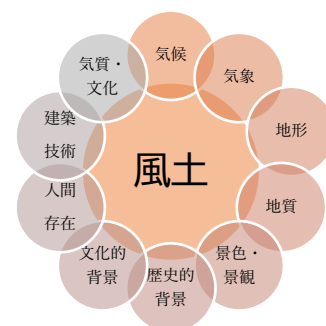


図6 風土

(3) 本県の伝統構法・技術^{3), 4)}

本県における伝統構法で建てられた古民家は、太い柱、梁、差しもの、土塗壁等で構成され、伝統の仕口を持つ堅牢な造りであり、大工棟梁を始めとする職人たちが工匠の技を凝らし、建てられています。主な特徴としては、次に掲げるものがあります。

- ・木の粘り強さを生かした日本古来の「柔構造」である貫工法。
- ・職人技術として継承されてきた手刻み加工、伝統的仕口（長ほぞ差し込み栓打ちなど）。
- ・大黒柱があり、主要構造材が太い部材で構成される軸組。
- ・13尺（約4m）の長さの柱を用いた構造である丈三建^{じょうさんたて}の平屋建て。
- ・筋かいが無く、太い柱と「差し鴨居」や「ひらもの」と呼ばれる横架材及びその上部の壁、あるいは太い交差する梁などで水平力に耐える構造。
- ・三河地方一帯から産出する良質な粘土を用いた土塗壁の左官技術。
- ・土間や玄関の仕上げに使われる三州土を用いた三和土の技法。
- ・伝統的な間取りに見られる田の字型の続き間に用いられる稲わら畳床。

このような伝統構法・技術で建てられた住宅は、木材や土などの再生可能な自然素材を用いており、各部材を取り外したり、補修することが容易であることから、サーキュラーエコノミーの点でも優れています。また、手刻みによる伝統的な継手仕口の加工技術や、竹を編んでつくる土壁の左官技術は、地元の自然素材を活かした持続可能で環境負荷の少ない手法と言えます。

伝統構法には、地域ごとに特色のある構法技術が存在し、その伝統構法による住宅は、地盤産業の活性化を促すほか、技能の継承や街並みの保全などの促進に寄与します。

一方で、伝統構法による住宅は、地域の大工職人の手で部分的に交換や修理が行われてきましたが、高齢化と後継者不足が問題となる中で、保存・修理する技術を継承していくことが課題となっています。

(4) 本県の地域材料⁵⁾

本県は、一般的な木造家屋における屋根葺き材の代名詞ともいべき瓦の一大生産地であり、特に三州瓦は、瓦の中でも販売数が日本一を誇る本県を代表する瓦として多くの建築物に使用されています。また、古くから三河地方を中心に植林が行われてきており、県産の木材は優良材として高い評価を得ています。その特徴として、ヒノキは淡いピンク色で優れた光沢があり、スギは光沢のある赤みと美しい目あいを持ち、構造材や造作材などに適するとされています。

瓦と木材は、伝統的木造住宅をつくる上で欠かすことのできないものであり、「木造瓦葺き」という言葉が示すとおり、住宅の外観や構造を特徴付ける、極めて重要な材料であると言えます。他にも西三河地方の花崗岩（御影石）、瀬戸市や常滑市の陶磁器（煉瓦・タイル）が全国的にも有名です。

地域材料の活用は、建築材料の輸送距離が短くなることから、輸送にかかるエネルギーを減らすことができるとともに、地域での雇用の創出、地域経済の活性化に貢献します。

2 本県における基準の考え方について

(1) 気候風土適応住宅の要件⁶⁾

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成、⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する住宅のことを言います。



図7 気候風土適応住宅の要件

(2) 建築物省エネ法に基づく気候風土適応住宅の基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書により、「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準」（令和元年国土交通省告示第786号。以下「告示786号」という。）が規定されました。

告示第786号には、第1項第一号（国が定める基準）、第1項第二号（国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準）、第2項（所管行政庁が定める基準）の3項目の基準が定められています。これらの基準に適合する住宅については、省エネ基準への適合性においては、外皮基準を適用しないこととし、一次エネルギー消費量の算定においては合理化された基準が適用されます。

所管行政庁が定める基準（第2項）

所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準、及び国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準では地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合、第1項の要件と同等であると認められるものを要件として別に定めることができます。

(3) 所管行政庁が定める基準（第2項）の必要性

地域の気候及び風土に適応させた住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでおり、省エネ基準の適合義務化によって、今後、更に減少することが懸念されます。省エネ性能の向上は必要不可欠なことであるものの、一方で、地域の気候や風土に応じて伝統的に継承されてきた様式や形態、技術等を守り、未来に残し、伝え

ていく必要があります。

以上のことから、愛知の住まい・住まい方、景観、それをつくってきた材料や技術の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくことが重要であると考え、本県独自の基準の制定に向けて具体的に検討することとしました。

検討にあたり、表1のとおり「あいち気候風土適応住宅に関する研究会」を立ち上げ、愛知らしい建築について議論するため、ワークショップにてブレインストーミングを行いました。

表1 あいち気候風土適応住宅に関する研究会

開催時期	2017年7月から2019年3月まで計10回
メンバー	宇野勇治教授（愛知産業大学）、（公社）愛知建築士会、（公社）愛知県建築士事務所協会、愛知県建設団体協議会、愛知県左官業協同組合、（公社）日本建築家協会、（株）建築構造センター、名古屋市、春日井市、東海市、愛知県
目的	あいちの「気候」、「風土」について整理し、風土性や伝統性、景観・地域素材・伝統技術・微気候形成などを総合的な観点から、現在のライフスタイルや素材、法規制などを踏まえて、あいちの気候風土に応じた住宅とは何かを探る。

愛知らしい建築についての
ワークショップ

空間構成（様式・形態）

南北通風 南北の開閉部
続き間
夏の通風
風と窓
深い軒庇
軒、庇
南縁側・北縁側
縁側 木製建具
雨戸（2）
木の格子
南に向けた作り
西側外壁による防寒防暑
窓がない
西壁をほぼ塞ぐ
朝日を取り込む
建物の向き 南向き開口
西を閉じている
農家型・町家
大きさ・面積
続き間
モジュール 間延び
通風、軒や庇、縁側、雨戸、
木格子、日射遮蔽、日射取得、
配置計画、農家、町家など

非構造（様式・形態）

瓦屋根
瓦屋根による断熱
瓦
雨戸
木製建具・雨戸・障子
無双雨戸
襖戸
障子
しっくい壁
三和土
焼杉板壁
塗り壁
畳
畳 わらどこ
桧縁甲板
瓦、雨戸、木製建具、ふすま、
障子、土壁、三和土、板壁、
畳、など

構造

3尺 床梁、柱ピッチ
足固め
石場建て
差鴨居の軸組み
手刻の架構
伝統的な継ぎ手仕口
松丸太を使った小屋組
土壁、左官壁、しっくい
板壁

土壁（3）

竹小舞 土塗り壁
校倉 板壁
水害対策
モデューロ、工法、仕口、
土壁、
板壁、小舞 水害など

材料・生産体制

柱のヒノキ材
ヒノキの柱 床板
ヒノキ 東濃
スギ 三河
いぶし瓦
三和土
地場の木材 竹・
地域産木材
地域材料 三州瓦 タイル
この辺りのものとイ
メージしやすい
良質の土 川砂、荒壁、聚
楽、京壁 土間タタキ
ものづくり
手きざみ
地元の職人
桧、杉、瓦、地域材、土、
職人

景観形成・外構

屋根形状
防風林
板塀・土塀
植生を活かした植栽
敷地にそれなりにゆとり
がある→南からの日射・
通風得られやすい
屋根、防風林、塀、植栽、
敷地
住まい方
すだれやヨシズは、よく
使っていた
ヨシズによる日除け
遮熱対策としてのヨシズ
自動車車庫・駐車場のあ
りかた
高温多湿？
竹の利用 防風→竹小舞
こたつ
ヨシズ、車庫、竹、こたつ

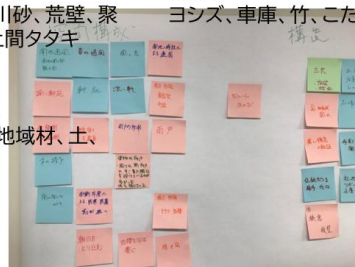


図8 ワークショップでのブレインストーミング

研究会での成果を踏まえ、所管行政庁が定める基準の必要性を以下の4つに分類し、要素を抽出しました。

① カーボンニュートラル実現を推進するため

- ・ 建築的手法、建築計画（パッシブ手法）による省エネ化
- ・ 自然素材の活用、地域材料による運搬時の二酸化炭素削減（ホールライフカーボン評価）
- ・ 自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用

② 本県の伝統的技術・職人を守り、継承するため

- ・ 伝統構法（丈三建、貫工法など）
- ・ 手刻み加工、伝統的継手仕口
- ・ 畳職人による稲わら畳床

③ この地域固有の材料を使用した工法を守り、継承するため

- ・ 土塗の伝統的な工法が残る地域（1990 年当時、本県の新築の 3 割以上が土塗壁）
- ・ 三州瓦、陶磁器、花崗岩、煉瓦、タイル、三和土、泥コン

④ 愛知らしい空間構成（様式・形態）などを継承するため

- ・ 縁側や多層構成建具、続き間、田の字型の間取り、開放的な大空間
- ・ 通風に配慮した窓、南北の開口部
- ・ 深い軒

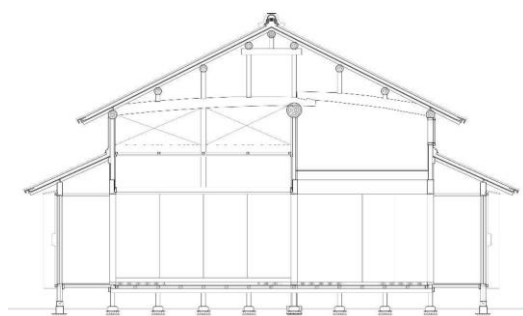
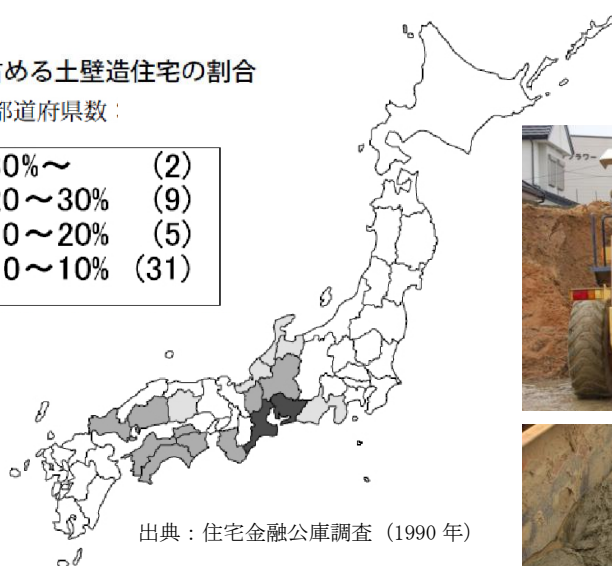


図9 丈三建⁷⁾

新築住宅に占める土壁造住宅の割合

() 内は都道府県数：

■ 30%～	(2)
■ 20～30%	(9)
■ 10～20%	(5)
□ 0～10%	(31)



出典：住宅金融公庫調査（1990 年）



泥コンとは藁スサを混ぜた荒壁の土で土壁の材料となる

図10 新築住宅に占める土壁造住宅の割合

（４） 愛知県気候風土適応住宅の基準の考え方

気候風土適用住宅は、「（１）気候風土適応住宅の要件」に掲げる多面的な要素から構成され、そのうち１つ以上は外皮困難要素を必ず含んだものであると考えます。外皮困難要素を含んでいないのであれば、外皮基準に適合させることが可能であり、告示第786号を適用させる必要がないからです。

また、基準の制定にあたっては、同告示第１項にない要素であり、住宅全体として本県の自然的又は社会的な特殊性に起因して昔から伝統的に受け継がれてきたもので、外皮困難要素以外の多面的要素と組み合わせたものとします。本県の自然的又は社会的な特殊性は、県境や市境で区切られるものではなく、それらは中部圏や複数の県にまたがって見られる地域区分などを基にした広域的なものであることが多く、必ずしも本県にしか存在しないものや、「あいちオリジナル」に限定するものではありません。

なお、基準の考え方においては、「所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であると認める際の判断について（技術的助言）」（平成28年３月31日付け国住建環第65号。以下「技術的助言」という。）の表１・表２及び「サステナブル建築物等先導気候風土適応住宅」（一般社団法人環境共生まちづくり協会）のうち、本県で建てられた採択事例等を参考としています。

表２ 本県における考慮すべき気候風土適応住宅の多面的要素

カーボンニュートラル実現 (建築物省エネ法の立法趣旨)	この地方の自然現象、気候、気象、地形を用いた省エネ手法（建築計画・パッシブ手法）、再生可能エネルギー、ホールライフカーボンによる評価
この地方の自然的条件の特殊性	この地方で持続的に生産可能であり、地域の中で手を入れ、再生し続ける素材・材料（自然素材・地域材料）
この地方の社会的条件の特殊性 伝統的な技術の継承	この地方で歴史・文化的に伝承されてきた伝統構法・技術・技法（伝統構法・職人技術）

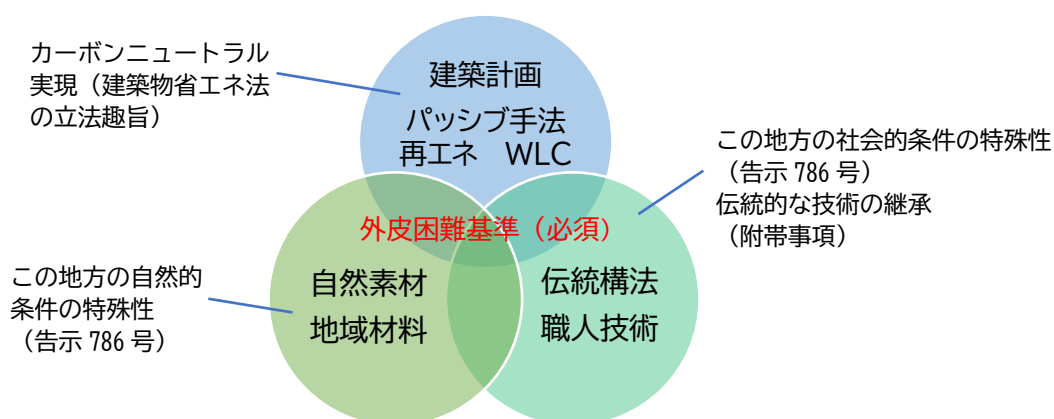


図11 本県における考慮すべき気候風土適応住宅の必須要素と多面的要素

（５） 愛知県気候風土適応住宅の独自要素の抽出⁵⁾

表２及び図11の分類のもと、愛知県気候風土適応住宅の独自要素を表３のとおり抽出し、表４のとおり区分しました。

外皮困難要素として、本県の古民家に広く用いられてきた伝統構法である「貫工法」及び本県の気候風土に適した空間構成である「縁側・多層構成の建具」を抽出しました。また、伝統構法と併せて職人の伝統技術を継承するため、「手刻み加工・伝統的な継手仕口」を追加しました。

地域材料として、人工林蓄積が十分に豊富な量である「県産の木材」及び年間瓦総数の6割を占める三州瓦を代表とする「県産の粘土瓦」を抽出しました。

建築環境計画として、本県の気候風土に適した「深い庇」及び「通風に配慮した複数の窓」を抽出しました。また、技術的助言表1・2の区分にはない要素ですが、1950年代に本県の農家住宅から普及したとされる天日タンクを技術革新した太陽熱集熱設備の技術を継承するため、「太陽熱利用」を抽出しました。

その他にも、本県の気候風土として位置づけられる要素はありますが、住宅を構成する要素としての利用が限定的であることや、基準を簡素化するために要素を絞り込む方針から、それ以外の要素を取り入れることを排除するものではなく、むしろ多面的な要素を積極的に取り入れた計画とすることが望ましいと考えます。

表3 愛知県気候風土適応住宅の独自要素の抽出

観点	区分	要素	外皮困難要素	カーボンニュートラル実現	自然的条件の特殊性	社会的条件の特殊性
様式・形態・空間構成	内部空間	縁側・多層構成の建具	○	○	○	
	軒	深い軒庇		○	○	
	開口部	通風に配慮した複数の窓		○	○	
構工法	軸組	貫の軸組	○			○
	接合方式・加工法	手刻み加工・伝統的な継手仕口				○
材料・生産体制	地域材料の使用	愛知県産の粘土瓦		○	○	
		愛知県産の木材		○	○	
	その他	太陽熱利用		○	○	○

表4 独自要素の区分

要素	外皮困難要素	地域材料	建築環境計画
貫の軸組・手刻み加工・伝統的な継手仕口	○		
縁側・多層構成の建具	○		
愛知県産の粘土瓦		○	
愛知県産の木材		○	
深い軒庇			○
通風に配慮した複数の窓			○
太陽熱利用			○

3 愛知県気候風土適応住宅の基準

愛知県気候風土適応住宅の基準

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準第2項の規定に基づき知事が別に定める要件

愛知県告示第450号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「告示」という。）第2項の規定に基づき、告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして知事が別に定める要件を次のように定める。

令和7年11月4日

愛知県知事 大村 秀章

告示第2項の知事が別に定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 告示第1項第1号に該当する住宅であること。
- (2) 前号に該当する住宅のほか、木造の一戸建ての住宅であって、アからウまでのいずれにも該当するものであること。
 - ア (ア)又は(イ)のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) a又はbのいずれかに該当し、かつ、cに該当すること。
 - a 告示第1項第1号ニ(1)に該当すること。
 - b 外壁及び軸組について、(a)から(c)までのいずれにも該当すること。
 - (a) 外壁の片面を真壁造とすること。
 - (b) 貫工法を用いること。
 - (c) 柱、はり、母屋、土台及び足固めに用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ、伝統的な継手及び仕口を用いたものであること。
 - c 縁側について、(a)から(d)までのいずれにも該当すること。
 - (a) 奥行きが0.9メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上であること。
 - (b) 高さが1.7メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上である開口部（開口部（高さが1.7メートル以上であるものに限る。以下同じ。）が複数設けられている場合にあっては、幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）が室内側及び室外側にそれぞれ設けられているものであること。
 - (c) 室内側の開口部（開口部が複数設けられている場合にあっては、それらの開口部のうち幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）に建具が設けられているものであること。
 - (d) 室外側の開口部（開口部が複数設けられている場合にあっては、それらの開口部のうち幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）に複数の建具が設けられているものであり、かつ、それらの建具が多層的に配置されているものであること。
 - (イ) a及びbに該当すること。
 - a 告示第1項第1号ニ(2)に該当すること。
 - b (ア) bに該当すること。
 - イ (ア)又は(イ)のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 屋根（下屋及びひさしを除く。）に県産の粘土瓦を用いたものであること。
 - (イ) 柱、土台及び足固めに県産の木材を用いたものであること。
 - ウ (ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 軒（けらばを除く。）の出が0.9メートル以上であること。
 - (イ) 自然通風の取込みに配慮した複数の窓が設けられているものであること。
 - (ウ) 給湯の用に供する太陽熱集熱設備が設けられているものであること。

4 愛知県気候風土適応住宅の基準について

(1) 基準の位置づけと構成

愛知県気候風土適応住宅の基準は告示第786号第2項に基づき定めています。本基準は同告示第1項第一号の規定（以下「国基準」という。）のほか、独自基準として2（5）で抽出した愛知県気候風土適応住宅とする独自要素と国基準ニとの組み合わせ、及び独自要素同士の組み合わせで構成されています。なお、国基準ニは「外壁」と「屋根・床・窓等」の外皮困難要素の組み合わせです。

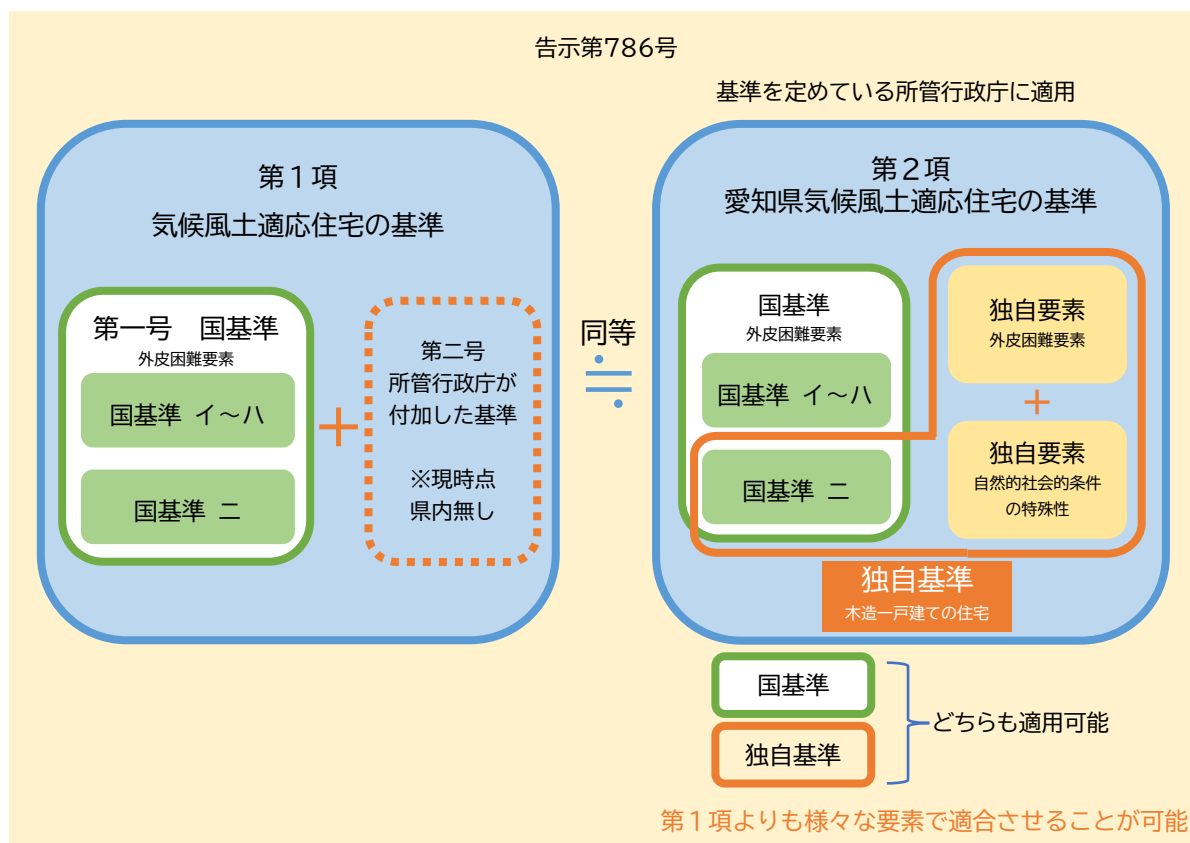


図 12 愛知県気候風土適応住宅の基準の位置づけ

(2) 基準の概要

本基準は以下の国基準（イ、ロ、ハ、ニ）と独自要素で構成しています。

【国基準イ～ハ】

① 外皮困難要素

- ア 外 壁：両面真壁造とした土塗壁（過半）、両面真壁造とした板壁
- イ 屋根・床・窓等：茅葺屋根

【国基準ニ】

① 外皮困難要素

- ア 外 壁：片面真壁造とした土塗壁、片面真壁造とした板壁、両面真壁造とした板壁（過半）
- イ 屋根・床・窓等：屋根が化粧野地板天井、屋根が面戸板現し、屋根がせがい造り、床が板張り、窓が地場製作の木製建具（過半）

【独自要素】

① 独自の外皮困難要素

- ア 外 壁：外壁片面真壁造・貫工法・手刻み加工・伝統的な継手仕口
イ 屋根・床・窓等：縁側・多層構成の建具

② 本県の自然的社会的条件の特殊性

- ア 地 域 材 料：愛知県産瓦、愛知県産木材
イ 建 築 環 境 計 画：深い軒の出、自然通風を取り込む窓、太陽熱温水器

詳しくは「5 独自基準について」P14～16を参照してください。

○ 国が定める全国共通の基準（告示第1項の国が定める基準。イ・ロ・ハ・ニいずれかを満たすことが必要）

1 外皮困難要素（告示第1項イ・ロ・ハ）



2 外皮困難要素（告示第1項ニ、(1)外壁、(2)屋根・床・窓等 いずれも満たすこと）



○ 愛知県独自基準の地域の要件

① 地域材料と②建築環境計画 いずれも満たすこと

①地域材料（1つ以上を満たす）



愛知県産瓦



愛知県産木材

②建築環境計画（1つ以上を満たす）



深い軒の出



自然通風を取り込む窓



太陽熱温水器

凡例

国基準

県独自基準

図 13 愛知県気候風土適応住宅の基準のイメージ図 (6), (12), (13), (15), (16)

(3) 基準の適用

① 対象地域

愛知県全域（名古屋市、一宮市、大府市（限定特定行政庁所管分）を除く）※

※ 所管行政庁である特定行政庁及び限定特定行政庁においても、愛知県と同様の基準を定めています。

同様の基準を定めている所管行政庁：春日井市、半田市、豊川市、安城市、

西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市

同様の基準を定める予定の所管行政庁：豊橋市、岡崎市、豊田市、瀬戸市、刈谷市

② 対象建築物

基準省令第1条第1項第二号に規定する「住宅」。ただし、独自基準を適用する場合は以下のとおりです。

用 途：一戸建ての住宅

構 造：木造

※ 延べ面積及び階数は問いません。

③ 適用時期

愛知県告示第450号の施行日（令和7年11月4日）以降に着工するもの※

※ 特定行政庁及び限定特定行政庁が所管する住宅については、適用時期が異なる場合があります。

④ 基準適合の確認方法

省エネ基準適合の確認が必要な建築物について、建築確認（省エネ適合性判定を要する場合は省エネ適合性判定）及び中間・完了検査において、基準への適合性を確認します。

⑤ 運用基準

運用基準は、「愛知県気候風土適応住宅の基準」のうち、独自基準（国基準Ⅱを除く。）の運用に関する具体的な基準や必要な事項を定め、判断基準を明文化することにより、審査又は検査が円滑かつ適切に行われることを目的に作成し、公表するものです。独自基準を適用するためには、本運用基準の各要件を満たす必要があります。

各運用基準については「7 運用基準について」P18～40を参照してください。

⑥ 県内の地域区分

県内における省エネ基準の地域区分は以下のとおりです。

表5 地域区分※

地域区分	市町村
4	豊田市（旧稲武町に限る）、設楽町（旧津具村に限る）、豊根村
5	設楽町（旧設楽町に限る）、東栄町
6	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く）安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
7	豊橋市

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日付国土交通省告示第265号）別表第10

（4）用語の定義・運用方法

本解説に定めのない用語の定義や運用方法は、「「気候風土適応住宅」の解説 2024年度版（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 2024年7月第2版発行）」に準拠することとします。

資料掲載ページ <https://www.mlit.go.jp/common/001753442.pdf>



5 独自基準について

(1) 独自基準の概念

愛知県気候風土適応住宅の基準のうち、独自基準の概念図をP15に示します。

独自基準とは、独自の外皮困難要素と国基準二との組み合わせ、又は独自の外皮困難要素同士の組み合わせに本県の自然的社会的条件の特殊性を考慮したものです。よって、独自基準を適用する際は、自然的社会的条件の特殊性としてP15の「3 地域材料」及び「4 建築環境計画」の基準を満たす必要があります。

「1 外壁」・「2 屋根・床・窓等」において国基準二のみを適用する場合は独自基準には該当しないため、「3 地域材料」及び「4 建築環境計画」の基準を満たす必要ありません。

(2) チェックリストについて

独自基準のチェックリストをP16に示します。

なお、国基準を適用する場合は巻末参考の「告示第786号第1項第1号用」を活用してください。例として県告示では、図14に示すとおり県告示(1)が国基準のチェックリスト、県告示(2)が独自基準のチェックリストを使用することになります。確認申請時等のチェックリストの活用方法はP42を参照してください。

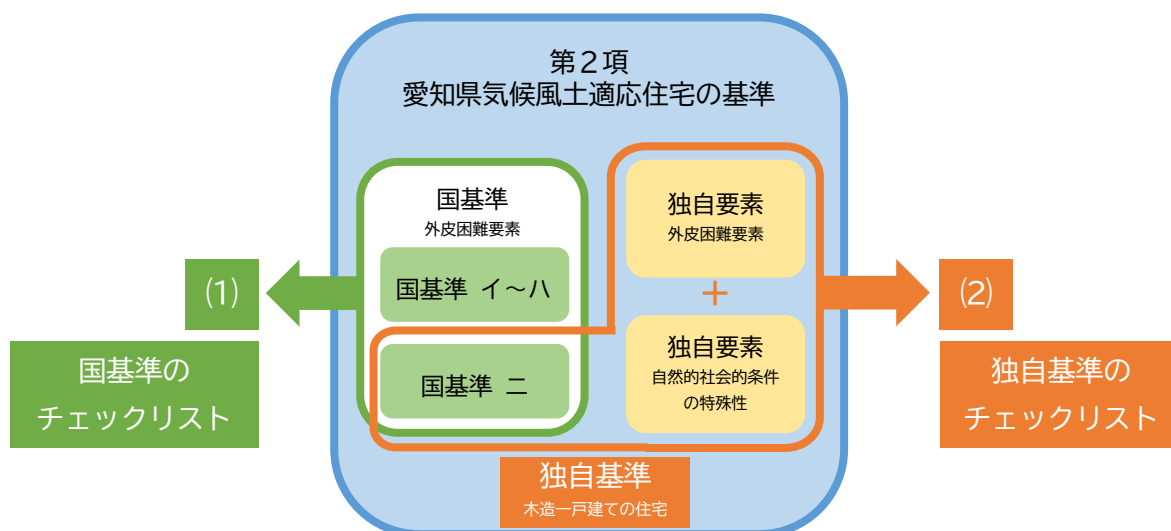
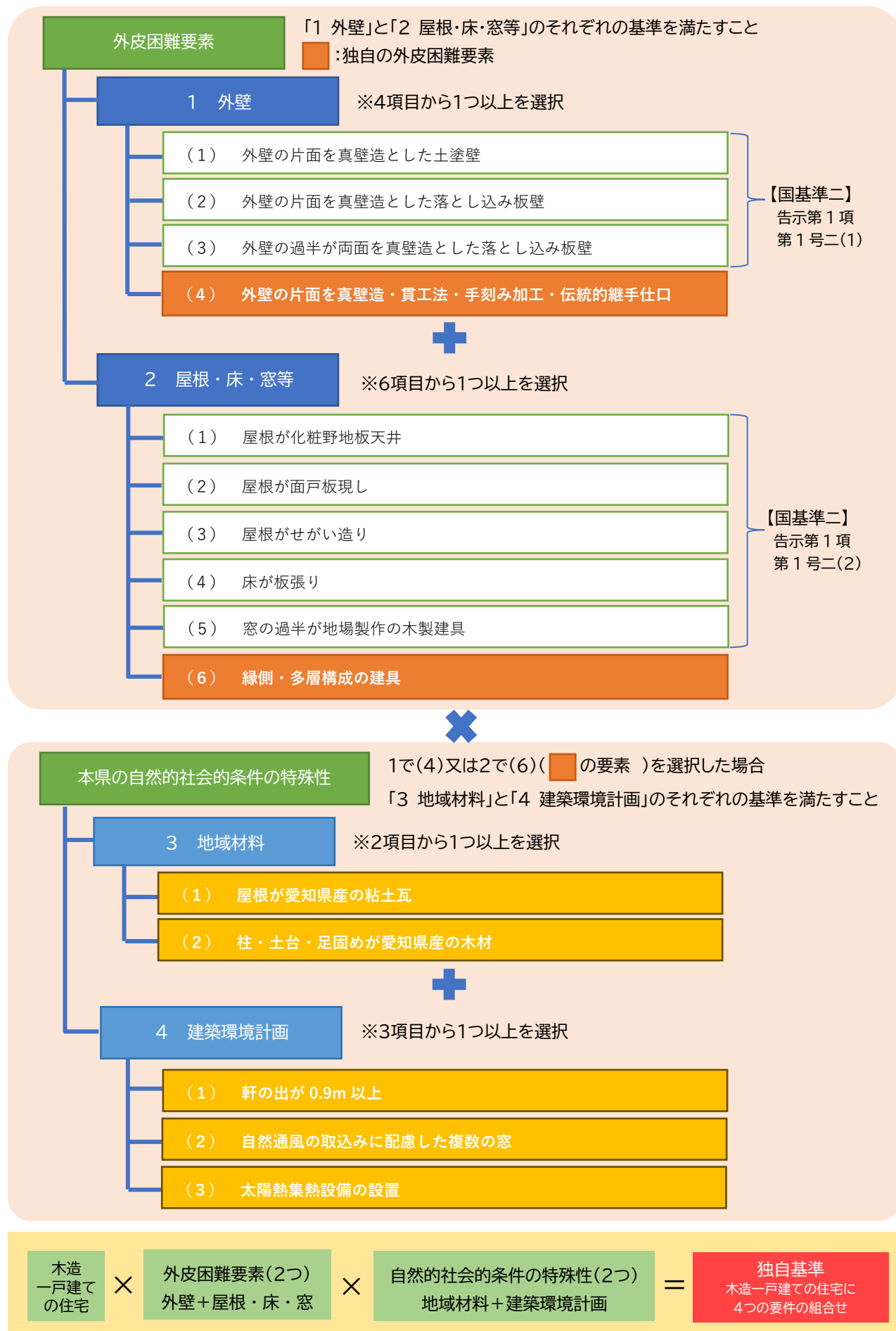


図14 適用するチェックリストのフロー

「独自基準」の概念図



「愛知県気候風土適応住宅の基準（独自基準）」チェックリスト

基 準		告示 786 号 県告示 450 号	チエック	備考
1 から 4 すべてに該当する木造の一戸建ての住宅であること				
1 外壁の外皮困難基準について、次の(1)から(4)のいずれかに該当すること				
(1)	外壁の片面を真壁造とした土塗壁であること	1項1号ニ	☐	(1)から(4)のうち1つ以上にチェックすること※ ¹
(2)	外壁の片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	1項1号ニ	☐	
(3)	外壁の過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	1項1号ニ	☐	
(4)	外壁及び軸組について、(a)から(c)までのいずれにも該当すること (a) 外壁の片面を真壁造とすること (b) 貫工法を用いること (c) 柱、はり、母屋、土台及び足固めに用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ、伝統的な継手及び仕口を用いたものであること	県告示 (2)ア(ア)b	☐	
2 屋根、床、窓等の外皮困難基準について、次の(1)から(6)のいずれかに該当すること				
(1)	屋根が化粧野地天井であること	1項1号ニ	☐	(1)から(6)のうち1つ以上にチェックすること※ ¹
(2)	屋根が面戸板現しであること	1項1号ニ	☐	
(3)	屋根がせがい造りであること	1項1号ニ	☐	
(4)	床が板張りであること	1項1号ニ	☐	
(5)	窓の過半が地場製作の木製建具であること	1項1号ニ	☐	
(6)	縁側について、(a)から(d)までのいずれにも該当すること (a) 奥行きが 0.9 メートル以上であり、かつ、幅が 3.6 メートル以上であること (b) 高さが 1.7 メートル以上であり、かつ、幅が 3.6 メートル以上である開口部が室内側及び室外側にそれぞれ設けられているものであること (c) 室内側の開口部に建具が設けられているものであること (d) 室外側の開口部に複数の建具が設けられているものであり、かつ、それらの建具が多層的に配置されているものであること	県告示 (2)ア(ア)c	☐	
3 地域材料について、次の(1)又は(2)に該当すること				
(1)	屋根（下屋及びひさしを除く）に県産の粘土瓦を用いたものであること	県告示 (2)イ(ア)	☐	(1)か(2)のうち1つ以上にチェックすること
(2)	柱、土台及び足固めに県産の木材を用いたものであること	県告示 (2)イ(イ)	☐	
4 建築環境計画について、次の(1)から(3)のいずれかに該当すること				
(1)	軒（けらばを除く）の出が 0.9 メートル以上であること	県告示 (2)ウ(ア)	☐	(1)から(3)のうち1つ以上にチェックすること
(2)	自然通風の取込みに配慮した複数の窓が設けられているものであること	県告示 (2)ウ(イ)	☐	
(3)	給湯の用に供する太陽熱集熱設備が設けられているものであること	県告示 (2)ウ(ウ)	☐	

_____ 年 月 日

申請者氏名：_____

設計者氏名：_____

※ 1 (4)又は(2)(6)どちらにも該当しない場合は、本チェックリストの適用外です。告示786号第1項1号用「気候風土適応住宅チェックリスト」を活用してください。

6 設計における留意事項について

(1) 設計にあたっての留意事項（断熱等の配慮）⁶⁾

気候風土適応住宅は、外皮基準に適合させることが困難である住宅ですが、新たな技術的工夫を講じることなどにより、必ずしも断熱化を図ること自体を妨げるものではありません。

近年、地球環境・エネルギー問題や室内温熱環境に対する建築主や設計者の関心の高まりから、気候風土適応住宅においても開口部等の外皮を構成する全ての部位、あるいは一部の部位において、一定程度の断熱化が図られ、それに伴い住宅全体の隙間量が減り気密性能も向上していることが予想されます。そのため、気候風土適応住宅が無断熱であることを前提とするのではなく、一定程度断熱化することも重要となります。

鎌倉時代に吉田兼好が著した「徒然草」に「家の作りようは、夏をむねとすべし。冬はいかなる所にも住まる。」という一文があるとおり、古来の住宅は、「家を建てる際は、夏の住みやすさを優先して考えるべき」としてきました。しかしながら、現在は設備や材料の技術の進歩、過去の経験に基づく叡智により、様々な創意工夫が可能であり、冬場も快適に住むことができる住宅の設計が可能となっています。

特に、本県の山間部（地域区分4）を中心に冬の寒さは厳しく、省エネと温熱環境の向上の両立が求められることから、熱損失の大きい開口部の断熱性能を高める等の工夫をするとともに、日射熱を床や壁などに蓄えて夜間時などに暖房効果を得るダイレクトゲイン方式や太陽熱集熱設備の設置など、太陽熱の積極的利用を図ることが重要です。その他にも冬期の寒さ対策として、木質燃料系ストーブを活用（ただし、活用する場合は周辺への煙の影響を考慮すること）することも考えられます。

(2) 建築主に求める住まい方

気候風土適応住宅は、技術的助言表1に掲げる観点及び要素を多面的に備えた住宅として設計されます。建築物省エネ法は住宅の省エネ化を図ることが目的であることから、独自基準は5つの観点のうち、建築物本体の定性的な評価や定量化が可能であり、かつ審査や検査が明確となるよう、主にハード面において基準化しています。

一方で、住まい方の工夫などのソフト面や外構・緑化などの景観形成における要素などは、評価指標を定めることが困難であるため、基準化することを見送ることとしました。

しかしながら、季節に合わせた住まい方や、気象要素を制御・活用する暮らしは、本来、住まい手の日常生活の一部であり、ハード面と同様に気候風土適応住宅には欠かせない要素となります。住まい手においても、設計の意図や住宅の特性を十分に理解した上で、それに応じた暮らしの中でライフサイクルにおいて住宅を維持管理しながら長く住み続けることが重要であり、それに反した暮らし方では省エネ・快適な暮らしを実現することが難しくなります。そのためには、設計者から住まい手に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画や設計の意図、住宅の特性を説明し、住まい手もそれに合わせた暮らしを行うことが求められます。

7 運用基準について

チェック リスト	外壁及び軸組について、(a)から(c)までのいずれにも該当すること (a) 外壁の片面を真壁造とすること (b) 貫工法を用いること (c) 柱、はり、母屋、土台及び足固めに用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ、伝統的な継手及び仕口を用いたものであること
1 (4)	

(1) 解説

貫工法とは、柱と柱の間に「貫」と呼ばれる木材を水平に貫通させる伝統構法で、耐震性に優れているという特徴があります。

貫工法では、土壁や板壁と異なり、壁体内に断熱材を施工することはできますが、断熱層の厚さが限られ、特に通し貫を用いた場合は壁内の空隙が少なくなるため、必要な断熱性を確保することが困難になると想定されます。

この地方の古民家に用いられている伝統的な工法の技術継承のため、継承者が減っていく現状の中で、保存修理する技術や新築する住宅に用いる墨付け及び手刻みの技術を継承することが必要です。

(2) 運用基準

- ・貫工法は、昭和56年建設省告示第1100号第1第五号に定める軸組の仕様を参考とすること。同告示に示される軸組以外の軸組とする場合は、限界耐力計算等による構造設計を行うことになる。
- ・仕口は手刻みによる伝統的な仕口とすること。
- ・墨付けは竹墨差しや墨壺等を用いて大工が手作業で行うこと。
- ・調整や仕上げは鑿(のみ)、鉋(かんな)、鋸(のこ)、鉋(ちょうな)等の手道具を用いて行うこと。ただし、ほぞの穴開け、ほぞ取り、仕口のカットについては、電動工具（電動角のみ、電動ほぞとり、電動のこぎり等）を使用してもよい。

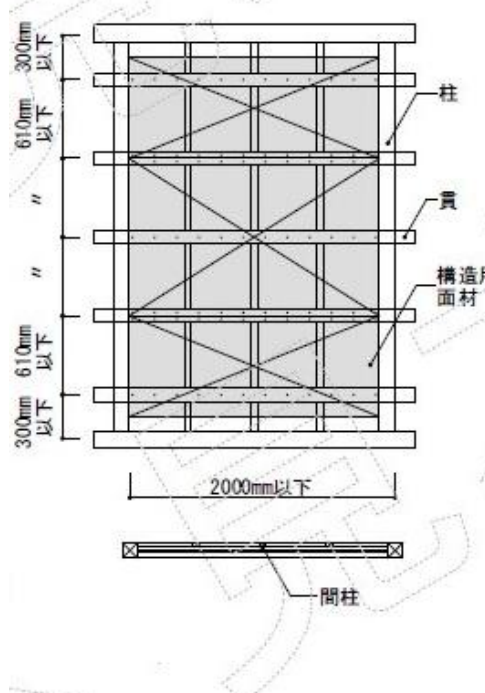
(3) 基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・平面図、断面図、軸組図	・貫工法の位置 ・貫の寸法 ・継手仕口の位置及び種類
中間・完了検査	・貫工法の施工写真 ・加工作業の工程毎の写真 ・墨付け・手刻み証明書(参考様式)	・貫工法の施工状況・竣工状況 ・継手仕口の種類毎に墨付け、手刻み作業中、手刻み完了時、建込完了時の状況 ・施工者から発行されたもので、墨付け・手刻みで作業したことが記されていること

(4) 参考^(8), 9)

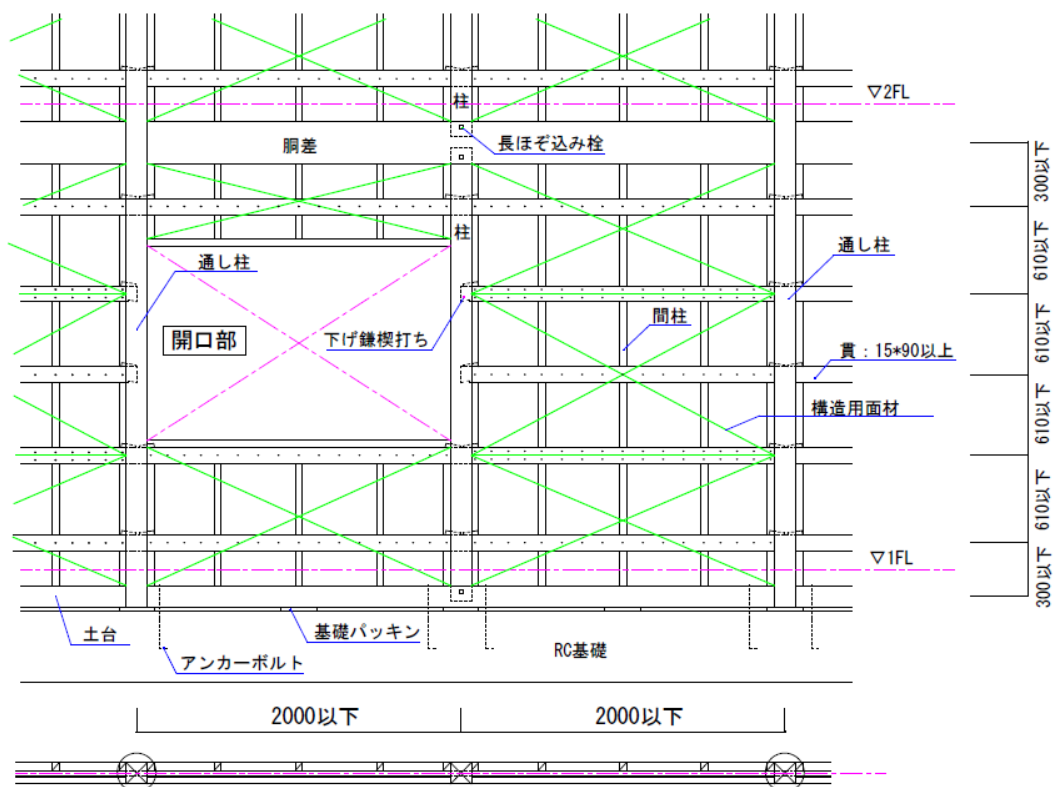
貫とは、真壁において柱と柱を連結し、下骨となる横材、取付位置により、地貫・胴貫（腰貫）・内法貫・天井貫などがあります。堅繁格子などでメインとなる子の材の暴れを防ぐなどの目的で、子に直交する形で掘った穴に通す厚みの薄い部材です。通常は穴と同じ寸法の断面積の部材を用い、これを通し貫と言います。

継手とは、部材と部材を同一方向に接合する方法又はその部分です。仕口とは、二つ以上の部材を角度をもって（一般には直角に）接合すること、またはその部分を言います。



構造用面材の種類	厚み	くぎの種類	くぎの間隔	壁倍率	特記事項
○構造用合板		N50	150mm	1.5	
○パーティクルボード		N50	150mm	1.5	
○構造用パネル		N50	150mm	1.5	
○せっこうラスボード		GNF32 または GNC32	150mm	1.0	
○構造用せっこうボードA種		GNF32 または GNC32	150mm	0.8	屋内壁
○構造用せっこうボードB種		GNF32 または GNC32	150mm	0.7	屋内壁
○せっこうボード		GNF32 または GNC32	150mm	0.5	屋内壁
○強化せっこうボード		GNF32 または GNC32	150mm	0.5	屋内壁
○					
○					

昭和 56 年建設省告示第 1100 号第 1 第五号 貫仕様・構造用面材との取合い¹⁰⁾



貫仕様・構造用面材片壁真壁の施工例¹¹⁾



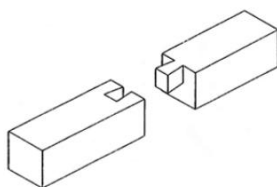
貫工法¹²⁾



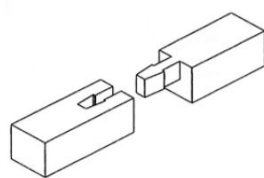
手刻み加工（一宮の石場建て）¹³⁾



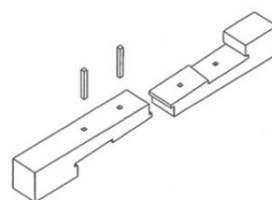
伝統的継手仕口⁶⁾



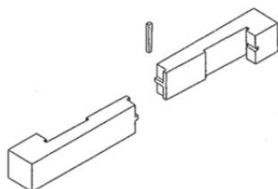
1 蟻継



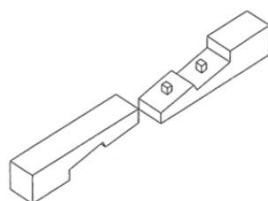
2 鎌継



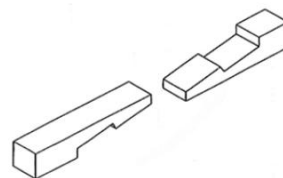
3 追掛け大栓継



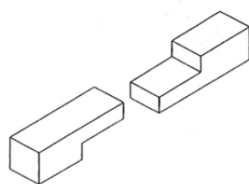
4 金輪継



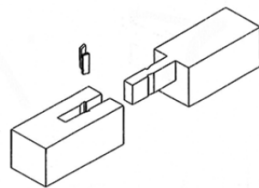
5 台持継



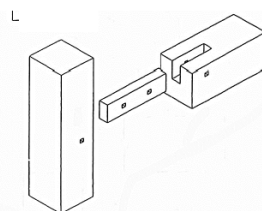
6 略鎌継



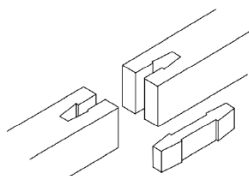
7 相欠き継



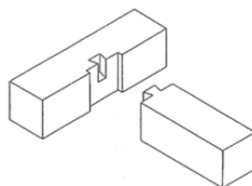
8 竿車知継



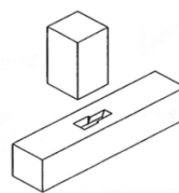
9 雇いほぞ差



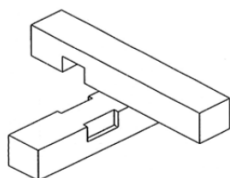
10 雇い鎌継



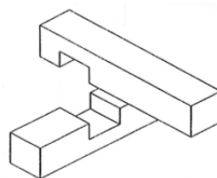
11 蟻掛け・兜蟻



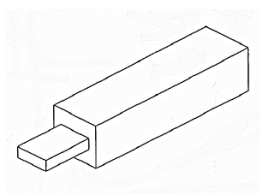
12 寄せ蟻



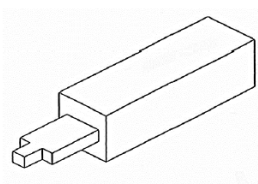
13 渡腮掛け



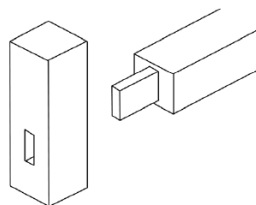
14 相欠き (直行材)



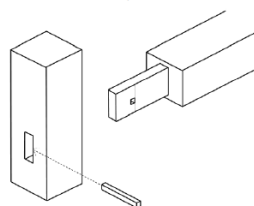
15 平ほぞ



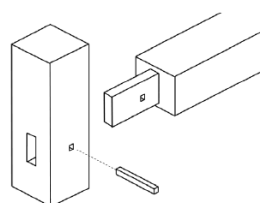
16 重ほぞ



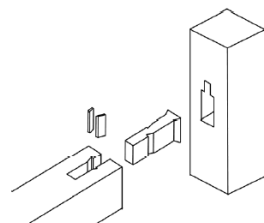
17 横ほぞ差



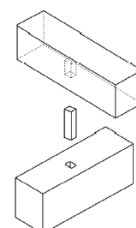
18 横ほぞ差鼻栓止め



19 横ほぞ差込栓止め



20 雇い蟻 (他方車知栓)



21 だぼ・栓打ち

継手仕口の一覧¹⁴⁾

(昭和 56 年 6 月 1 日建設省告示第 1100 号)

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 46 条第 4 項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第 1 に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第 2 から第 5 までに定める。

昭和 56 年 6 月 1 日 建設省告示第 1100 号

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日 国土交通省告示第 215 号

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 46 条第 4 項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一～四（略）

五 厚さ 1.5 センチメートル以上で幅 9 センチメートル以上の木材を用いて 61 センチメートル以下の間隔で 5 本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第 3(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたものに限り、同表（七）項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスターを厚さ 15 ミリメートル以上塗つたものに限る。）

別表第 3

	(い)	(ろ)		(は)	(に)
	材料	緊結の方法		第 1 第 4 号に定める軸組に係る倍率	第 1 第 5 号に定める軸組に係る倍率
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの間隔		
(一)	構造用パーティクルボード(JIS A5908-2015(パーティクルボード)に規定する構造用パーティクルボードに限る。)又は構造用 M D F (JIS A5905-2014(繊維板)に規定する構造用 MDF に限る。)	N50 又は NZ50	1 枚の壁材につき外周部分は 7.5 センチメートル以下、その他の部分は 15 センチメートル以下	4	—
(二)	構造用合板又は化粧張り構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、	CN50 又は CNZ50		3.3	—

	厚さが9ミリメートル以上のものに限る。)				
(三)	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが9ミリメートル以上のものに限る。)	N50 又は NZ50			—
(四)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが7.5ミリメートル以上のものに限る。)				
(五)	パーティクルボード（JIS A5908-1994（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが12ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)	N50 又は NZ50		2.5	1.5
(六)	構造用パーティクルボード（JIS A5908-2015（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A5905-2014（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。)		15 センチメートル以下		—
(七)	せっこうラスボード（JIS A6906-1983（せっこうラスボード）に適合するもので厚さが9ミリメートル以上のものに限る。)	GNF32、GNC32、WSN 又は DTSN		1.5	1
(八)	構造用せっこうボード A 種（JIS A6901-2005（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボード A 種で厚さが12ミ	第1第4号による場合は GNF40、		1.5	0.8

	リメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)	GNC40、WSN又はDTSN、第1第5号による場合はGNF32、GNC32、WSN又はDTSN		
(九)	構造用せつこうボード B 種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボード B 種で厚さが 12 ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)		1.3	0.7
(十)	せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが 12 ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。) 又は強化せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが 12 ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)		1	0.5

一 この表において、N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF38、GNC38、GNF40 及び GNC40 は、それぞれ JIS A5508-2005 (くぎ) に定める N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF38、GNC38、GNF40 及び GNC40 又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、WSN は、JIS B1112 (十字穴付き木ねじ) -1995 に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ 3.8 ミリメートル及び 32 ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSN は、JIS B1125 (ドリリングタッピンねじ) -2003 に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、4.2 ミリメートル及び 30 ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。

二 表中(イ)欄に掲げる材料 ((七) 項から (十) 項までに掲げるものを除く。) を地面から 1 メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

三 2 以上の項に該当する場合は、これらのうち、第 1 第 3 号に定める軸組にあつては(は)欄に掲げる数値、第 1 第 4 号に定める軸組にあつては(に)欄に掲げる数値が、それぞれ最も大きいものである項に該当するものとする。

(参考様式)

墨付け・手刻み証明書

○年○月○日

(建 築 主) 様

(元請施工者)

住 所

会 社 名

現場責任者名

下記の工事において、柱、はり、母屋、土台及び足固めに用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行ったことを証明します。

記

建築主	(例) ○○ ○○様
工事場所	(例) 愛知県○○市○○町○○番地「○○邸」
墨付け・手刻み 作業	(例) (会 社 名) ○○建設 (作業名) ○○ ○○

以上

チェック リスト	縁側について、(a)から(d)までのいずれにも該当すること
	(a) 奥行きが0.9メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上であること
	(b) 高さが1.7メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上である開口部が室内側及び室外側にそれぞれ設けられているものであること
	(c) 室内側の開口部に建具が設けられているものであること
	(d) 室外側の開口部に複数の建具が設けられているものであり、かつ、それらの建具が多層的に配置されているものであること

(1) 解説

縁側とは、屋外と畳敷などの部屋との間に設けられた通路状の板敷の空間を言います。縁側と屋外もしくは部屋との間には、掃き出しの連続する建具が設けられていますが、この部分は熱的境界の設定がはっきりしない領域であり、必要な断熱性能を確保することが困難になると想定されます。技術的助言表 2 外皮困難要素①に該当します。

多層構成の建具とは、外部の木製建具を障子、ガラス戸、雨戸等の多層で構成し、断熱性・気密性を高め、季節や時間に応じた使い方を住まい手が選択します。また、掃き出し窓の連窓、引き分け窓など、戸外と室内との親和性を高め、採光や換気、戸外の鑑賞の機能を向上する役割を果たします。

(2) 運用基準

- ・縁側は奥行き0.9m以上、幅3.6m以上とすること。
- ・室内側及び室外側には、それぞれ高さ1.7m以上かつ幅（柱芯）3.6m以上の開口部を設けること。又は、高さ1.7m以上の開口部が複数ある場合は、幅（柱芯）の合計で3.6m以上となるよう組み合わせて良い（P27参照）。
- ・上記に該当する開口部には建具を設けること。
- ・室内側の建具は、障子などの建具とし、室外側の建具は、「掃き出し窓＋雨戸」又は「掃き出し窓＋障子」などの多層構成の建具とすること。

(3) 基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・平面図、立面図、断面図 ・建具表	・縁側の位置、寸法 ・建具の位置、寸法、仕様
完了検査	・竣工写真	・縁側、建具の竣工状況

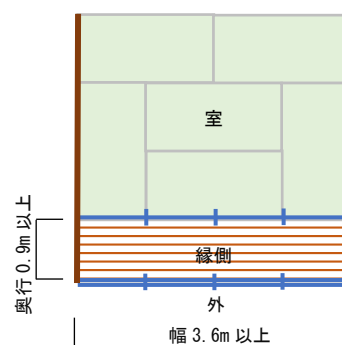
(4) 参考



縁側・障子（東加賀野井の家）¹⁵⁾



多層構成の建具⁶⁾



縁側の寸法の基準

【縁側に複数の開口部がある場合の基準適合の組合せ】

開口部とは（県告示抜粋）

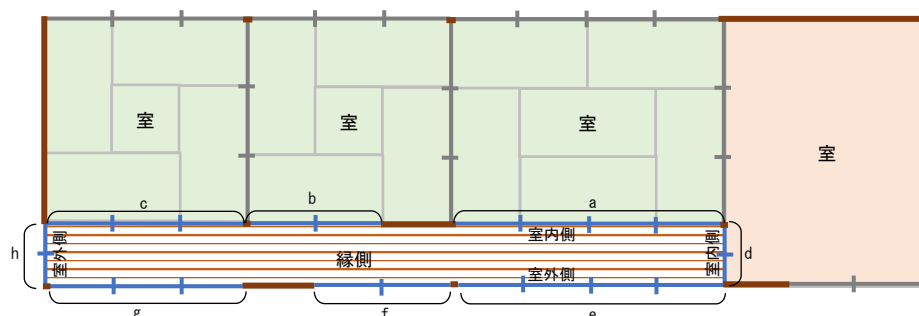
(2)ア(7)c(b) 開口部（高さが1.7メートル以上であるものに限る。以下同じ。）が複数設けられている場合にあっては、幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）

例)

室内側開口部の幅（柱芯）：a=3.6m、b=1.8m、c=2.7m、d=0.9m

室外側開口部の幅（柱芯）：e=3.6m、f=1.8m、g=2.7m、h=0.9m

※高さは全て1.7m以上



例) の場合、室内側は①A～C、室外側は①D～Fのうちいずれかの組合せで基準に適合する。

①室内側の組合せ例

1の開口部で基準適合する場合

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
A	a	高さ1.7m、幅3.6m	必須
	b	基準無し	任意
	c	基準無し	任意
	d	基準無し	任意

2以上の開口部で基準適合する場合

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
B	a	基準無し	任意
	b	高さ1.7m	必須
	c	幅 1.8m+2.7m=4.5m ≥3.6m	必須
	d	基準無し	任意

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
C	a	基準無し	任意
	b	基準無し	任意
	c	高さ1.7m	必須
	d	幅 2.7m+0.9m=3.6m ≥3.6m	必須

②室外側の組合せ例

1の開口部で基準適合する場合

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
D	e	高さ1.7m、幅3.6m	必須 (多層構成)
	f	基準無し	任意
	g	基準無し	任意
	h	基準無し	任意

2以上の開口部で基準適合する場合

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
E	e	基準無し	任意
	f	高さ1.7m	必須 (多層構成)
	g	幅 1.8m+2.7m=4.5m ≥3.6m	必須 (多層構成)
	h	基準無し	任意

	開口部	開口部の大きさ	建具の設置
F	e	基準無し	任意
	f	基準無し	任意
	g	高さ1.7m	必須 (多層構成)
	h	幅 2.7m+0.9m=3.6m ≥3.6m	必須 (多層構成)

（１）解説¹⁶⁾

この地方では瓦に適した良質な粘土が浅い地層で採掘することができ、良質な粘土を使用した三州瓦は江戸時代から日本の瓦の三大産地（三州、石州、淡路）の一つとして知られています。

三州は瓦の運搬に適した海運の便に恵まれ、世界でも有数の大都市であった江戸に販路を求めるなどして発展しました。三州瓦には「いぶし瓦」、「塩焼瓦(赤瓦)」、「釉薬瓦(陶器瓦)」があり、江戸時代1700年頃に全国に広がり始め、瓦の中でも販売数は日本一となっています。この三州瓦の生産を守り、継承することが必要です。

（２）運用基準

- ・屋根に県産の粘土瓦（陶器瓦、いぶし瓦、素焼き瓦）を用いること。ただし、屋根の一部（下屋部分の玄関、縁側等）や庇については、必要な勾配を確保することが困難であるため適用しない。

（３）基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・ 立面図 ・ 仕上表、使用材料一覧	・ 屋根材の仕様・施工範囲 ・ 仕上表又は使用材料一覧に、愛知県産の粘土瓦を使用すること及び当該瓦屋根の施工範囲が記されていること
完了検査	・ 竣工写真 ・ 出荷証明書（参考様式）	・ 屋根の竣工状況 ・ 瓦の製造者等から発行されたもので、愛知県産の粘土瓦を使用していることが記されていること

（４）参考¹⁷⁾

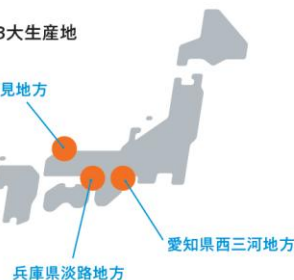
愛知県の西三河地方は、日本の瓦の3大生産地のひとつです。

瓦は重量がありますが、耐久性や断熱性に優れており、また、愛知県で生産される瓦は、美しさ、高級感などデザイン性も高く評価されています。



日本の瓦の3大生産地

島根県石見地方



兵庫県淡路地方

愛知県西三河地方

三州瓦



あいちエコフレンドリー住宅ガイドブックはこちらから閲覧できます

(参考様式)

出荷証明書

○年○月○日

(建 築 主) 様

(製造者)
住 所
製造者名

下記の製品は愛知県産の粘土瓦であることを証明します。

記

製品名	(例) 三州瓦
生産場所	(例) 愛知県○○市○○町○○番地
建築主	(例) ○○ ○○様
納品場所	(例) 愛知県○○市○○町○○番地「○○邸」
納品日	(例) ○年○月○日

以上

(1) 解説⁵⁾

本県では古くから三河地方を中心に植林が行われてきており、県産の木材は優良材として高い評価を得ています。その特徴として、ヒノキは淡いピンク色で優れた光沢があり、スギは光沢のある赤みと美しい目あいを持ち、構造材や造作材などに適するとされています。

樹木は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しながら成長することから、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、地球温暖化防止に貢献します。また、木造化・木質化することは住宅が存在し続ける間、木材中の炭素を長期間に渡って貯蔵することに繋がることから、温室効果ガスの吸収源対策として有効です。

木材は、鉄などの資材に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ないと言われ、かつ樹木を伐採した後も再度植えることにより再生が可能であるなど、地球環境への負荷が少ない資源です。地域材の利用により、建築材料の輸送距離が短くなることから、輸送にかかるエネルギーを減らすことができます。

(2) 運用基準

- ・柱、土台及び足固めのすべてにおいて県産の木材を使用すること。
- ・木材の加工場所については問わない。

(3) 基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・断面図（矩計図） ・仕様書、使用材料一覧	・愛知県産材の使用箇所 ・断面図、仕様書又は使用材料一覧に、柱、土台、足固めのすべてに愛知県産の木材を使用することが記されていること
中間・完了検査	・材料写真、竣工写真 ・出荷証明書（参考様式）or「認証材証明書」	・柱、土台、足固めの施工状況・竣工状況 ・木材の製造者等から発行されたもので、柱、土台、足固めのすべてに愛知県産の木材を使用していることが記されていること

(4) 参考⁵⁾

愛知県産材認証機構では、愛知県内で合法的に産出されたことを証明した木材・製材加工品である「あいち認証材」の認証を行っています。詳しくは下記ホームページを参照してください。

<https://www.ai-ninshoukikou.net>



私たちは(この家は)、年 月 日

「あいち認証材」を利用しています。



愛知県産材認証機構
<https://www.ai-ninshoukikou.net>
TEL.052-331-9386

樹種名: ヒノキ、スギ
 納材者: 認定事業者登録番号No.P-005 ○○○木材
 認定事業者登録番号No.P-010 △△△製材

施工: (株)○○○ハウス
 TEL.052-*****

(参考様式)

出荷証明書

○年○月○日

(建 築 主) 様

(製造者)
住 所
製造者名

下記の製品は愛知県産の木材であることを証明します。

記

製品名	(例) ○○材
建築主	(例) ○○ ○○様
納品場所	(例) 愛知県○○市○○町○○番地「○○邸」
納品日	(例) ○年○月○日
使用箇所	(例) 柱・土台・足固め
樹種名	(例) ヒノキ・スギ
伐採地	(例) 愛知県○○市

以上

(備考) 愛知県産材認証機構が発行する「認証材証明書」により代用できます。

（１）解説^{18), 19)}

深い軒は降雨からの外壁の保護、日射遮蔽とともに陰影のある美しい外観の創出にも寄与します。

本県（北緯35度付近）の夏至における太陽の南中高度は約78.4度で、日射が大変厳しい地域であり、古来より軒や庇により日射をコントロールしてきました。一方で、三河地方の山間部は大変厳しい寒さであり、冬期に日射を室内に取り入れる必要があります。

6地域における夏期の日射遮蔽、冬期の日射取得に最適な軒の出は、おおむね0.6m～1.2m程度となりますが、この地域では伝統的に1.0m程度の軒の出が用いられてきました。

（２）運用基準

- ・ けらばを除くすべての軒の部分について、軒の出が柱芯から樋の先端までの寸法（建築面積の算定基準を準用）を0.9m以上とすること。

（３）基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請	・ 断面図（矩計図）	・ 軒の出の位置、軒先端から柱芯の長さ
完了検査	・ 竣工写真	・ 軒の出の竣工状況

（４）参考⁹⁾

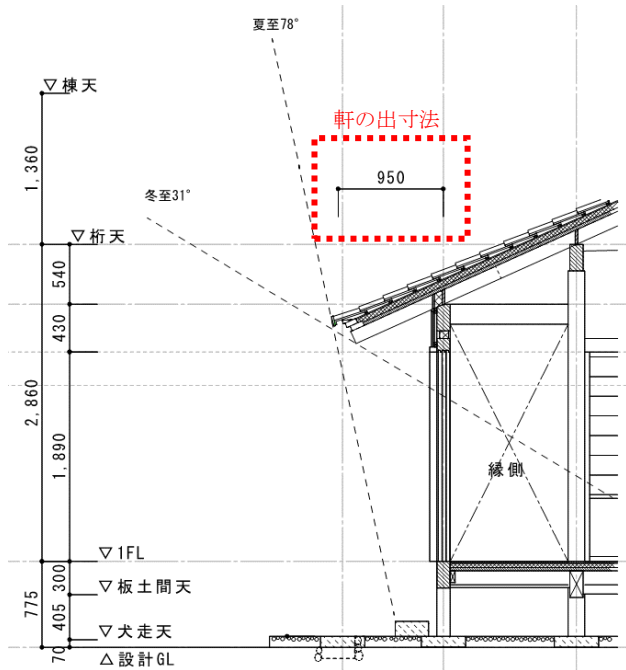
軒とは外壁より外に差出した屋根の部分、けらばとは切妻屋根の妻側の端部を言います。



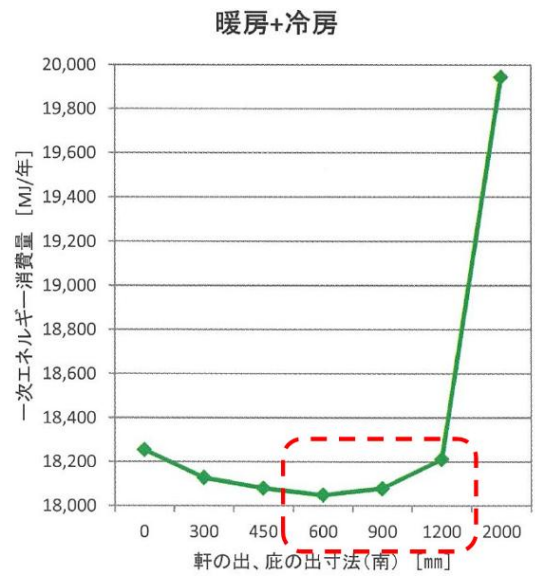
軒の出⁶⁾



軒の出（東加賀野井の家）¹⁵⁾

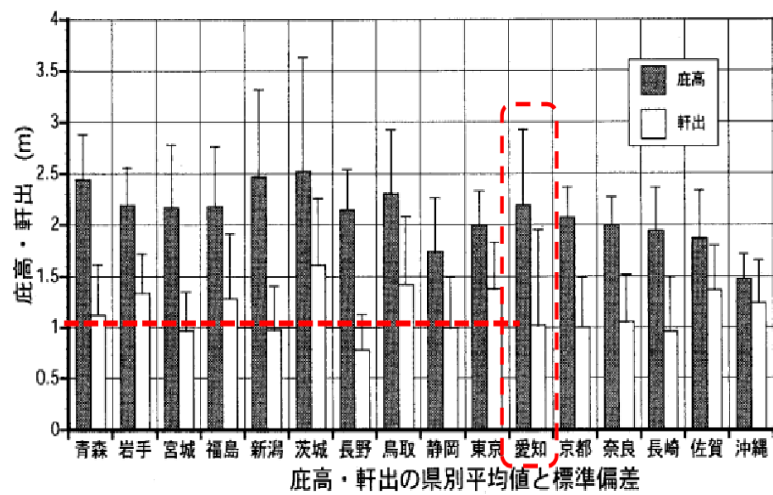
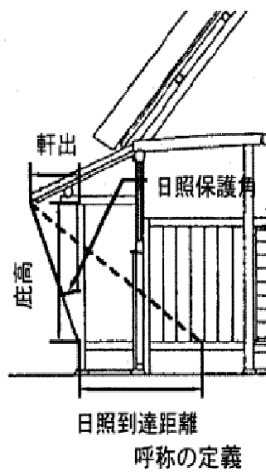


矩計図（東加賀野井の家）¹⁵⁾



0.6m～1.2m の範囲で一次エネルギー消費量が最小となる。

軒・庇の出寸法と一次エネルギー消費量¹⁸⁾



伝統的住宅における軒と庇の日照調整効果に関する研究¹⁹⁾

(1) 解説

本県は北から北東にかけて日本の屋根といわれる中部山岳が連なっているため、北東の風が吹きにくく、冬期は北西風が卓越し、夏期は南東風が卓越する特徴があります。

この地方では、夏期の伊勢湾からの卓越する南東の季節風を取り入れ、通風を確保し、涼風に利用してきました。南面に大きな掃き出し窓、北面に窓を設置し、風の通り道を設ける住居形態は、夏期の暑さが厳しいこの地方の住宅に伝統的に見られる間取りです。

(2) 運用基準

- ・敷地条件や周辺環境に応じた夏期の風向を想定し、自然の風が出入り可能な通風経路を確保すること。
- ・上下や対面方向にバランスよく窓を配置する計画、又は部屋間を通じ複数の窓から自然の風が出入り可能な計画とすること。
- ・すべての居室の必要換気回数は「5回/h相当以上」とする。

分類	居室の定義	必要換気回数
居室	リビング、ダイニング、キッチン、寝室、子ども室、和室など	5回/h相当以上

換気回数の計算は①、②のいずれかの方法とすること。

- ①（国研）建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」の「通風の利用」における「通風を確保する措置の有無の判定シート」による計算（シートを使用するにあたっては「通風を確保する措置の有無の判定シートの使い方について」を参照すること。）

https://house.lowenergy.jp/program#calcsheet_envelope



- ② 気流解析(CFD)

(3) 基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・配置図、平面図、断面図 ・建具表 ・「通風を確保する措置の有無の判定シート」or気流解析(CFD) 結果	・通風経路、想定している風の流れ ・窓の位置、仕様 ・各居室の換気回数 ・気流解析(CFD)による自然通風の解析結果
完了検査	・窓の竣工写真	・窓の竣工状況

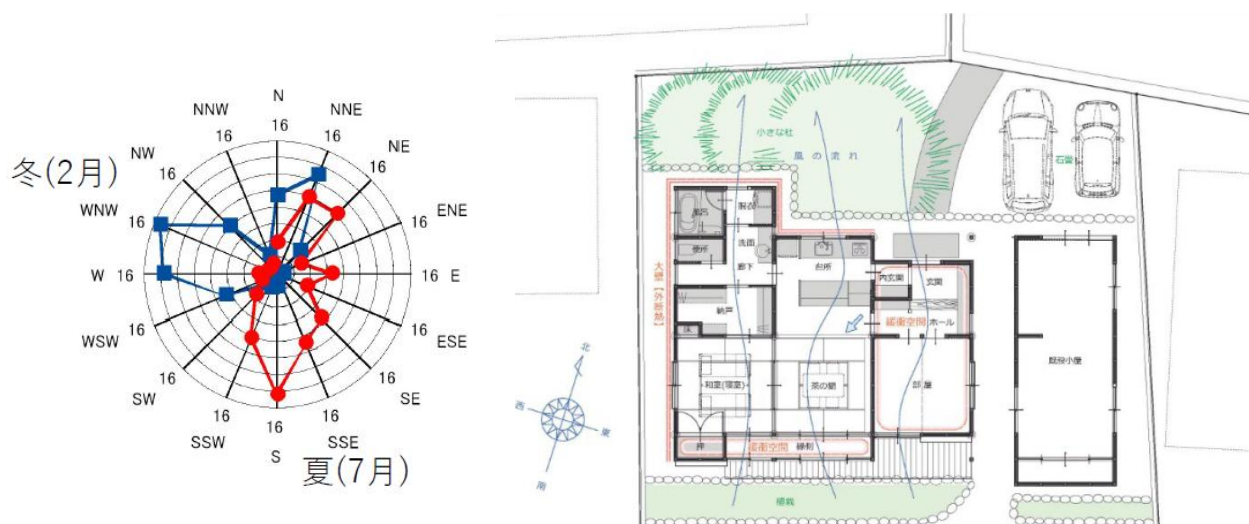
(4) 参考

敷地の夏期の卓越風向（風がよく吹いて来る方位）を気象データや現地調査などで把握し、敷地周辺を流れる風を適切に捉えることが必要です。

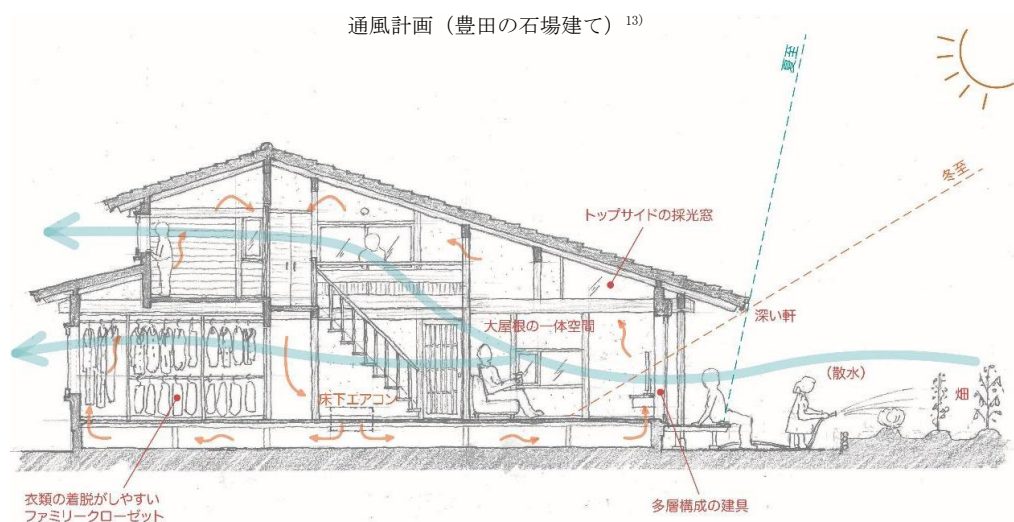
検討にあたり、自立循環型住宅への設計ガイドライン第3.1章「自然風の利用・制御」用気象データ資料（<https://www.jjj-design.org/jjj/jjj-kishoudata.html>）を活用することが可能です。更には、敷地周辺や家の中を流れる自然通風の気流解析(CFD)を行えば、空気の流れを可視化できるため、より有効です。

また、地域区分4（豊田市（旧稲武町）、設楽町（旧津具村）、豊根村）及び5（設楽町（旧設楽町）、東栄町）は、東北・北陸地方にも存在する地域区分であり、複数の窓を設置した場合、冬期における厳しい寒さを防ぐために以下の対策を検討することが重要です。

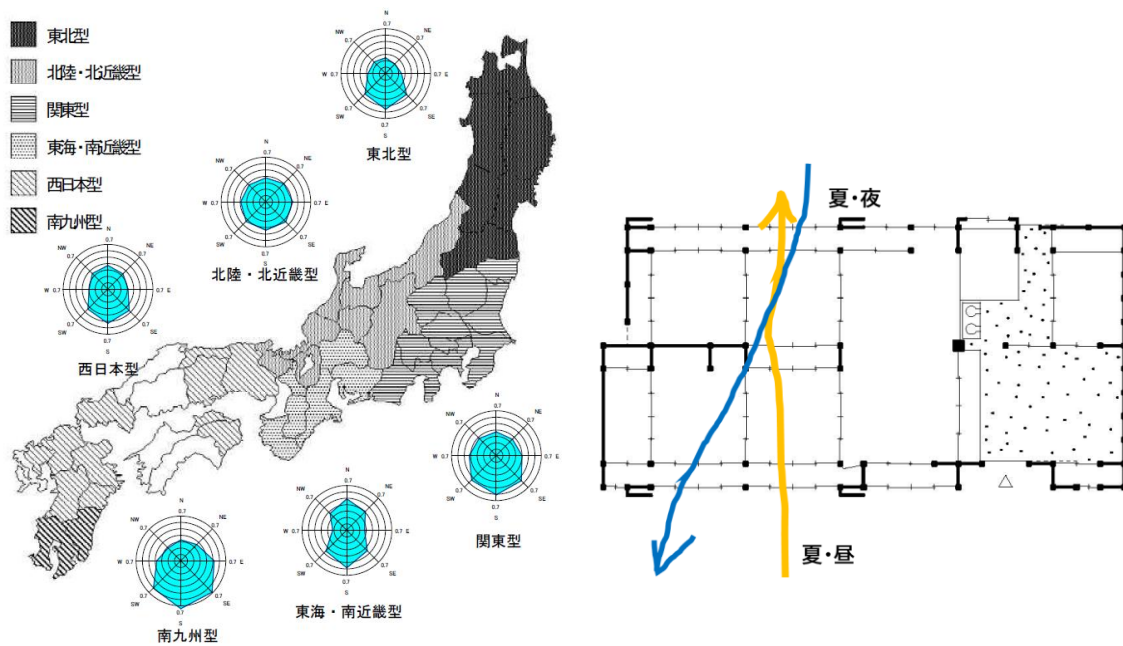
冬期の 寒さ対策の 事例	- 住宅全体の窓の断熱性能を向上させる。 (参考) HEAT20 G1水準 $U=2.91$ ($W/m^2 \cdot K$)、G2水準 $U=2.33$ ($W/m^2 \cdot K$) - 日射熱取得型ガラスを採用する。 - 内窓を設ける。 - シャッター、雨戸、内付けブラインド、断熱スクリーンを設ける。
--------------------	--



通風計画（豊田の石場建て）¹³⁾

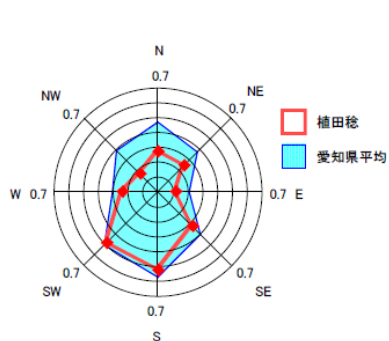


通風による風の流れ（北名古屋の家）²⁰⁾

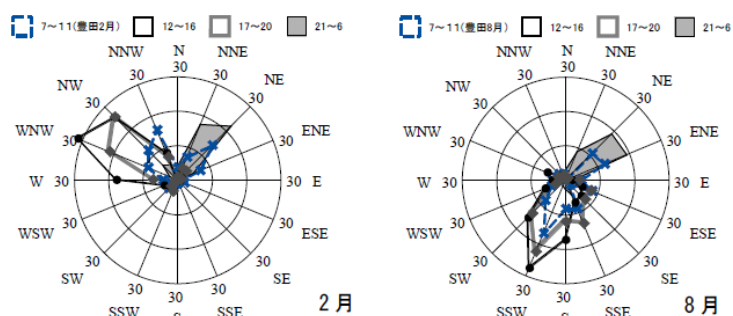


民家の開口比にもとづいた地域区分図¹⁾

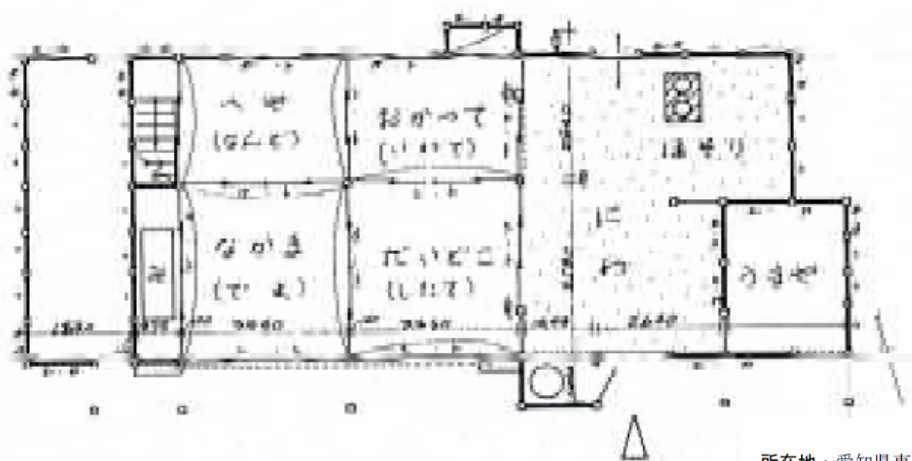
伝統民家の開口比による地域別区分²⁾



植田家平面の各方位開口率



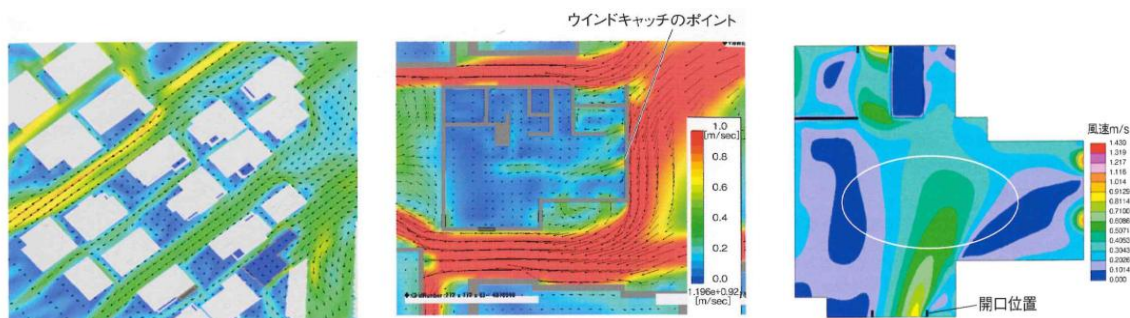
時間帯別風配図(豊田)



民家平面図(愛知県・植田稔家)

所在地：愛知県東加茂郡足助町則定字年蔵連（現：豊田市）
 最寄アメダス観測所：豊田
 文献名：愛知県の民家 愛知県民家緊急報告書^{文7)}
 建設年代：18世紀中期 概算床面積：約92㎡
 構法等：形式：四間取型 平入，屋根材：草
 備考：特になし

本県の民家平面の例²²⁾



気流解析（CFD）による敷地周辺・室内の風の流れ¹⁸⁾

○複数の窓を配置した建築計画を設計する際の注意点として以下の3点が挙げられます。

1. 居室空間では2面開口を基本とする。
2. 給気側窓と排気側窓の大きさのバランスに留意する。（風通しのよい室内とするためには、排気側窓を大きくすることが効果的である。）
3. 高低差のある窓の配置を計画する。（階段室や吹抜を利用する。）

風の通り道をつくる

暑さ寒さの感じ方には個人差があるので、人間が肌で感じる温度である体感温度には、温熱環境6要素の一つである気流、つまり風の流れも大きく作用します。夏の夕方以降、屋外の温度が下がれば窓を開けて、室内に風を通すことで快適性は向上します。

夕方と朝方では風の向きや流れ方も違います。時刻やまわりの温度を考えた窓の開閉が、風がほとんどない日は、低い位置にある窓と高い位置にある窓の高低差を利用した窓の開閉も有効です。



平面計画は各居室で2面開口を基本とする

各居室で2面開口が理想です。廊下などを經由する場合は、図1の通風経路②のように給気側窓—内部建具—排気側窓を直線的に配置します。同一平面で2面開口を設けることが難しい場合は、階段室や吹抜けなどを利用して断面的に給気—排気の経路を考えます。開口面積の目安を

表1に示します。なお、引違いや上下引違い窓は、通風可能面積が窓面積の約半分になるので注意します。小さい窓面積で通風面積を大きくするには、すべり出し窓などを用いるとよいでしょう。



図1 通風経路の確保の方法

手法		開口部面積の床面積に対する割合		
		開口部1	室内開口部	開口部2
手法1a (開口面積小の組合せ)	通風経路①	1/35 以上	—	1/35 以上
	通風経路②	1/20 以上	1/50 以上	1/20 以上
手法1b (開口面積大の組合せ)	通風経路①	1/17 以上	—	1/17 以上
	通風経路②	1/10 以上	1/25 以上	1/10 以上

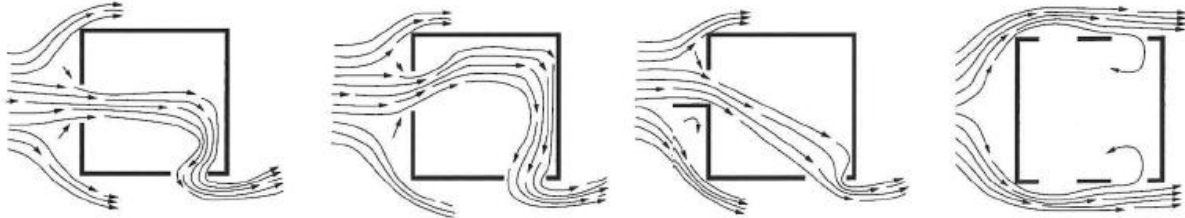
表1 開口部面積の目安

通風計画の考え方¹⁸⁾

人の居るところに風が流れるように窓を設ける

風の流れは、窓の位置によって大きく変わります（図4）。

人の居るところに、有効な風の流れをつくるのが通風の基本です。



開口部の考え方¹⁸⁾

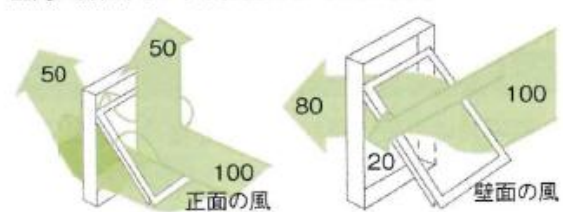
窓の種類と風の流れのイメージ

窓の種類（形状）、風向、窓の位置、周囲の状況などによって、室内に入ってくる風の流れが変わります。

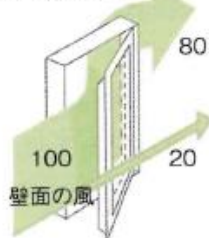
図2は、窓の開閉方式と室内への通風量の関係を縮小モデルを用いた実験に基づき、風向別にまとめたものです。同じ開閉方式でも、風向きにより室内への通風量が大きく変化すること、開閉方式の違いで通風量が大きく変化することがわかります。また、通風量は必ずしも大きければよいというものではなく、団らん時、就寝時など生活シーンによっても快・不快は変化します。これらを考慮して、窓の選択をすることが大切です。

横すべり出し窓

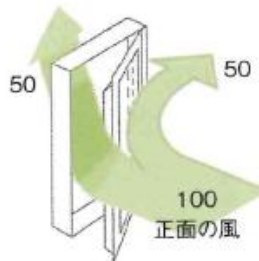
上向に流れやすい、気流感の少ない窓です。



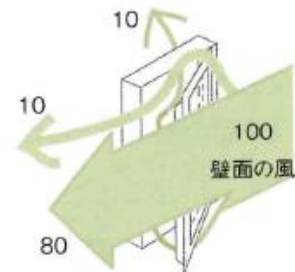
縦すべり出し窓



開き方向が風上の場合
気流感を得やすくなる。



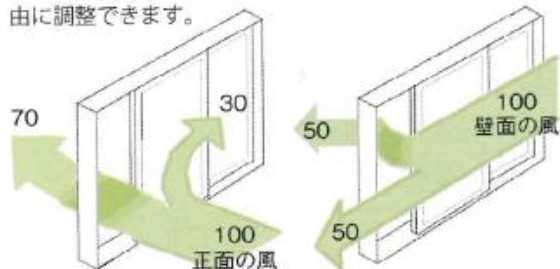
風向が正面の場合
部屋中央に風が流れる。



開き方向が風下の場合
風は取り込みにくくなるが、室内空気の排出に高い効果が得られる。

引違い窓

気流感を得やすい窓です。サイズも豊富で、開き幅は自由に調整できます。



内倒し窓

上向に流れやすい、気流感の少ない窓です。

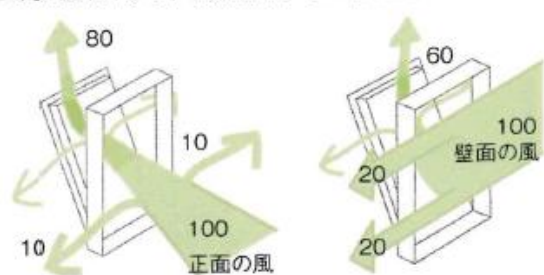


図2 窓の開閉方式と室内への通風量の割合

窓の種類と風の流れ¹⁸⁾

(1) 解説^{23), 24)}

本県は年間日照時間の平年値が全国平均よりも長く、日照時間が長い地域となるため、太陽エネルギーのポテンシャルが高い地域と考えられます。太陽エネルギーを活用した現在の太陽熱温水器の源流は、1950年代に本県の三河地方で急速に普及した「天日タンク」にあると言われ、この技術が現在まで継承されています。

太陽熱温水器は太陽熱集熱器と貯湯タンクが一体型になったシステムで、重力によりそのまま屋根の上から落水するため、給水・給湯のためのポンプ（電気）を必要としないエコロジーなシステムであり、太陽光発電に比べてエネルギー効率（40%～60%）が高く、価格も安価です。

再生可能エネルギーを給湯に利用することは、給湯エネルギーを削減し、二酸化炭素削減に寄与するため、「あいちエコフレンドリー住宅ガイドブック」でも推奨しています。

(2) 運用基準

- ・太陽熱集熱設備は、液体集熱式太陽熱利用設備又は空気集熱式太陽熱利用設備で、以下の①から③のいずれかとする。

①太陽熱温水器

太陽熱を利用して給湯する装置のうち、JIS A 4111 に規定される自然循環形太陽熱温水器

②ソーラーシステム

太陽熱を利用して給湯する装置のうち、JIS A 4112 に規定される集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と、JIS A 4113 に規定される蓄熱媒体により熱エネルギーを顕熱として貯蔵する太陽蓄熱槽を組み合わせた機器

③空気集熱式太陽熱利用設備

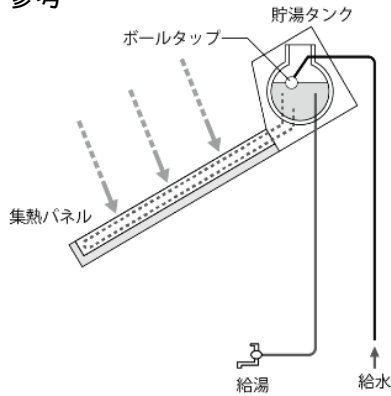
JIS A 4112 に規定される又は SS-TS010（（一社）ソーラーシステム振興協会自主基準）に適合する空気集熱式集熱器で構成される集熱器群を有する機器

- ・屋根に設置する場合は当該住宅の屋根とし、地上に設置する場合は建築確認申請の敷地内とすること。

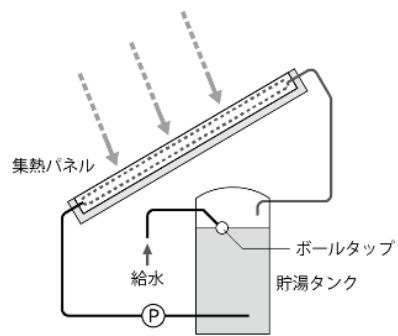
(3) 基準の確認方法

手続き	必要な添付図書	記載内容
確認申請 省エネ適判	・配置図、平面図、立面図 ・給湯設備図、太陽熱集熱設備仕様書	・太陽熱集熱設備の設置場所、仕様、配管経路、ダクト経路
完了検査	・太陽熱集熱設備の竣工写真 ・メーカー納品書	・太陽熱集熱設備の竣工状況

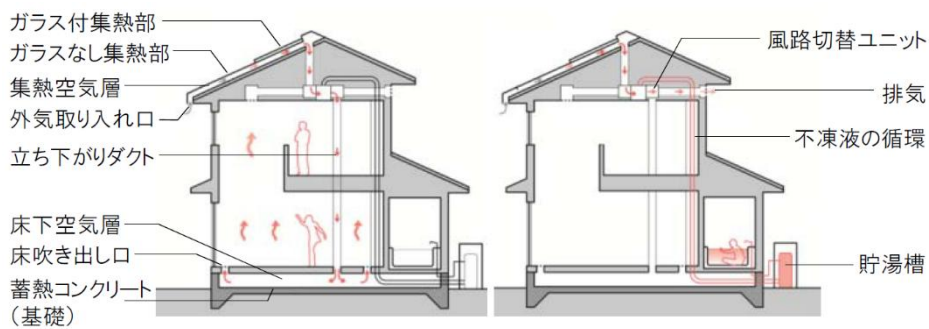
(4) 参考



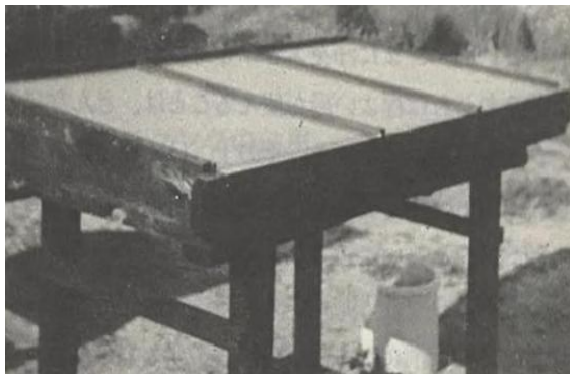
太陽熱温水器の例²⁵⁾



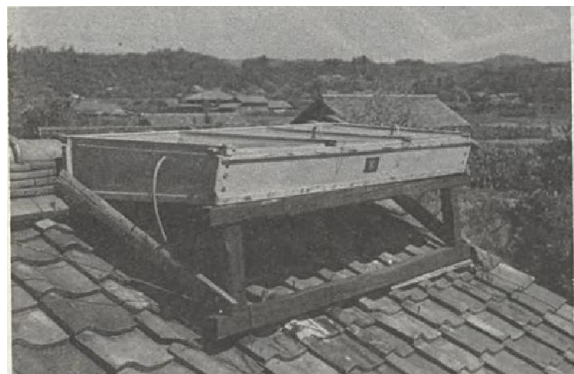
ソーラーシステムの例²⁵⁾



冬期 (太陽熱を暖房に利用) 夏期・中間期 (太陽熱を給湯に利用)
空気集熱式太陽熱利用設備の例²⁶⁾



昭和 25 年試作の天日タンク²³⁾



実用化された天日タンク²³⁾

太陽熱温水器によるエネルギー削減効果

給湯エネルギー消費量削減効果

● 太陽熱温水器を設置しない場合と設置した場合の給湯エネルギー消費量は以下のとおり。

- 太陽熱温水器無し 18.8GJ/年
- 太陽熱温水器有り 13.0GJ/年

■試算条件

- ・給湯設備:ガス潜熱回収型給湯機 エネルギー消費効率92.5%
- ・太陽熱温水器:集熱部面積3㎡、設置傾斜角30度、設置方位角 南



(試算条件) 木造 2 階建ての戸建て住宅 延べ面積 120 ㎡プラン

太陽熱温水器によるエネルギー削減効果¹⁷⁾

8 申請手続きについて

(1) 確認申請書に添付する図書について

建築確認申請において、気候風土適応住宅の基準適合を審査する場合、改正建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に基づき、「気候風土適応住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。添付図書については、「7 運用基準について」を参照してください。また、確認申請書第2面8欄の記載については、以下の記入例を参考としてください。

<記入例>気候風土適応住宅及び一次エネルギー消費量基準について仕様基準を適用する場合

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐提出済 ()

☐未提出 ()

■提出不要(第1号イ(気候風土適応住宅)に該当)

(2) 省エネ適判申請に添付する図書について

省エネ適判申請において、気候風土適応住宅の基準適合を審査する場合、改正建築物省エネ法施行規則第3条第1項に基づき、「気候風土適応住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。添付図書については、「7 運用基準について」を参照してください。また、建築物エネルギー消費性能確保計画書第4面4欄の記載については、以下の記入例を参考としてください。

<記入例>

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

■基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

■基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 ●●● GJ/年

設計一次エネルギー消費量 ●●● GJ/年

BEI (●.●●)

☐基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

(3) チェックリストの活用

「愛知県気候風土適応住宅の基準(独自基準)」チェックリスト (P16) は、建築確認や省エネ適判を円滑に進めるため、申請される建築物が愛知県気候風土適応住宅の独自基準に該当する場合に活用することを想定しています。

本チェックリスト及び国基準チェックリストは、建築確認においては改正建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「基準省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」として扱うことができます。また、省エネ適判においては改正建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の(い)欄に掲げる設計内容説明書として扱うことができます。

【活用例】

- ・省エネ適判が不要な場合、建築確認の申請者又は設計者が告示第786号第2項への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。
- ・省エネ適判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者又は設計者が告示第786号第2項への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。

(4) 計画変更のフローについて

愛知県気候風土適応住宅の基準を適用した部分を計画変更（他の建築基準関係規定にかかる変更が行われていない場合に限る。）する際は、以下のフローのとおり計画変更時の基準適合を確認します。計画を変更する場合の手続きについては、審査を受けた行政庁又は機関まで事前にご相談ください。

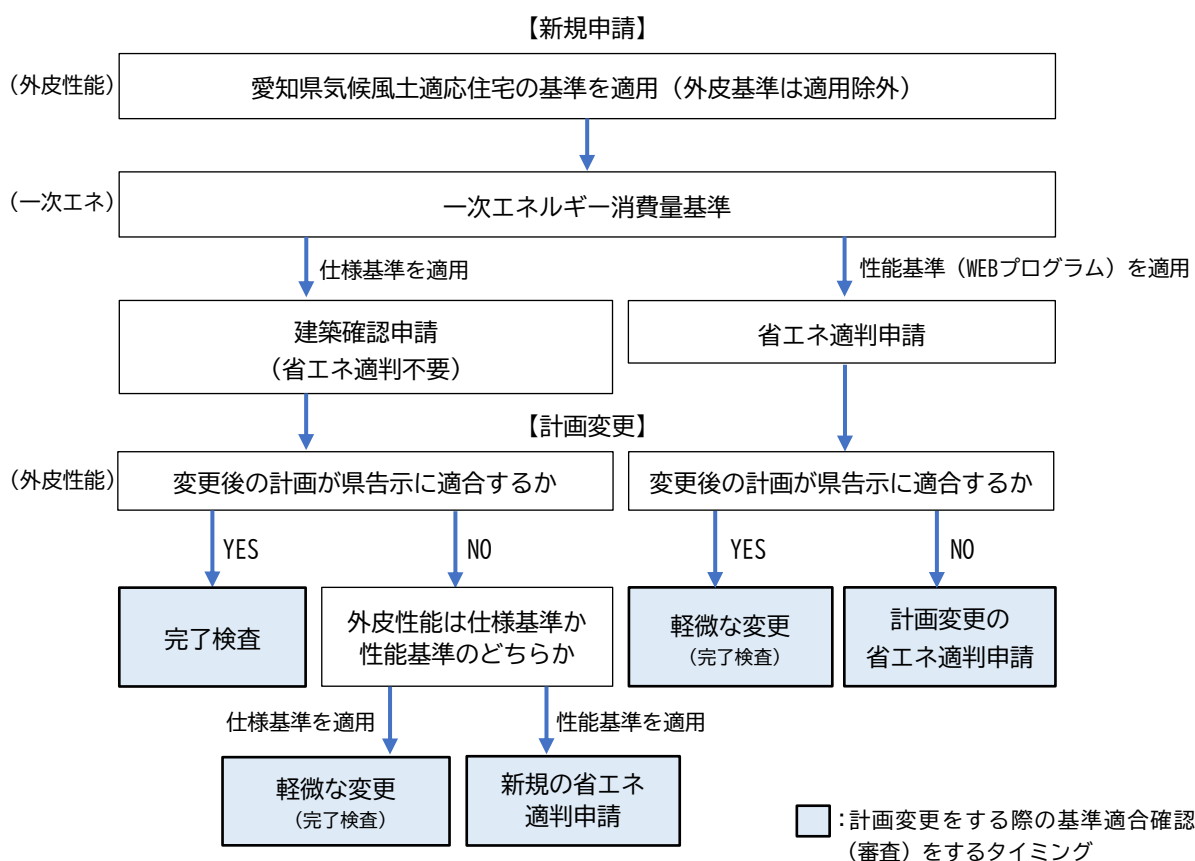
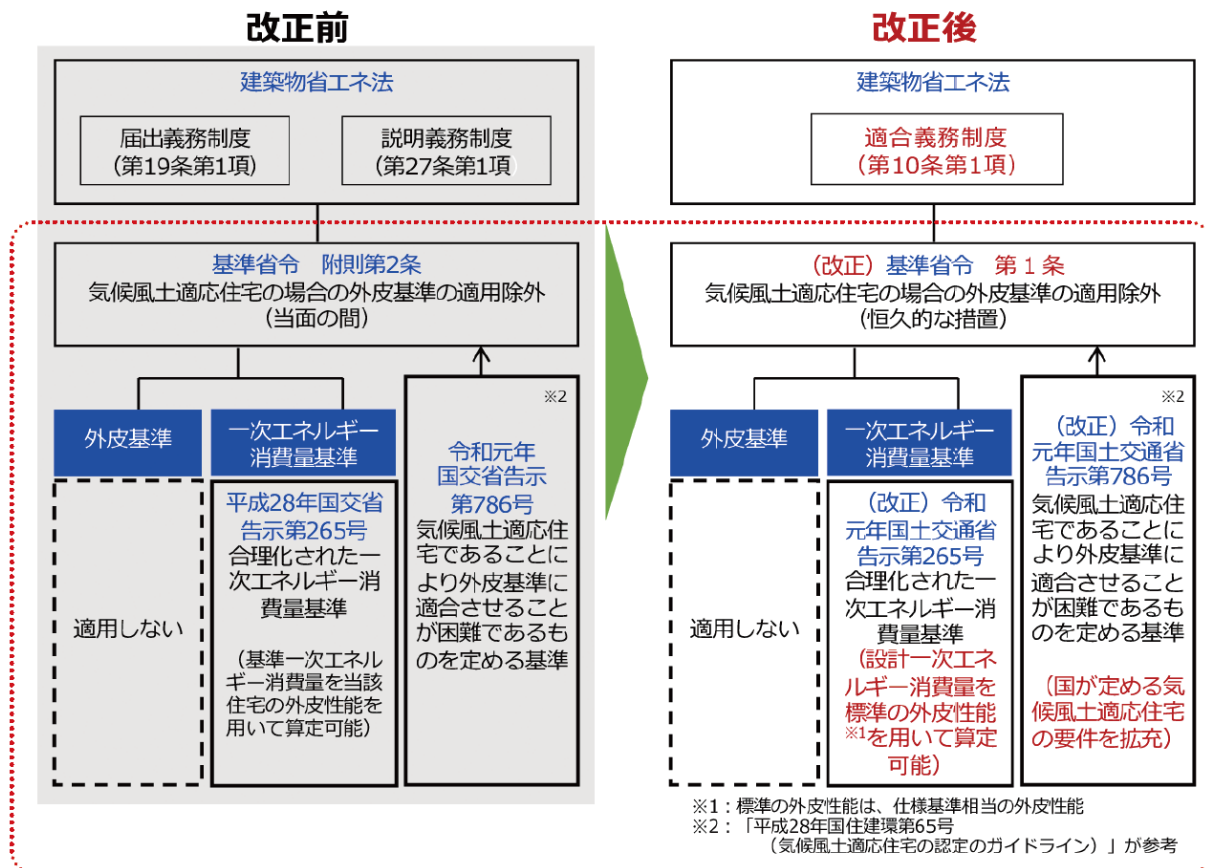


図 15 計画変更時の基準適合確認のフロー

(参考) 改正建築物省エネ法体系



(参考) 基準省令抜粋

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

平成二十八年一月二十九日経済産業省・国土交通省令第一号
令和六年六月二十八日経済産業省・国土交通省令第一号

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか(住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、(2))に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。() 部分、次の表 (略)

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(略)

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年十一月十五日国土交通省告示第七百八十六号
令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十五号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

- 一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること
 - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - ハ 屋根が茅葺であること
- ニ 次の（1）及び（2）に該当すること
 - （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）片面を真壁造とした土塗壁であること
 - （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）屋根が以下のいずれかの構造であること
 - ① 化粧野地天井
 - ② 面戸板現し
 - ③ せがい造り
 - （ii）床が板張りであること
 - （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集 P40 抜粋

9	国土交通省告示第786号第2項の独自基準を所管行政庁が定めた場合、第1項の国が定めた基準に適合する必要がある、もしくは国が定めた基準を適用できなくなると考えてよいか？	ご認識の通りです。 第2項の独自基準を作成されましたら、第1項の国が定めた基準への適用はできません（基準適合は不要です）。その際に、部分的に第1項の要件を取り入れる（実質的に適用させる）などは、行政庁側の判断となります。	R7. 9. 16 追加
---	---	---	-----------------

気候風土適応住宅チェックリスト

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第 786 号（以下「告示」という。））に適合する住宅を指します。

本チェックリストは、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）や、建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関による建築確認を円滑に進めるため、申請される建築物が気候風土適応住宅に該当する場合に活用することを想定しています。

【活用例】

- ・省エネ適判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者又は設計者も、確認申請図書に当該チェックリストを添付する。
- ・省エネ適判が不要な場合、建築確認の申請者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。

年 月 日

建築物及びその敷地に関する事項			
地名地番			
チェック項目（告示第 1 項第 1 号に係る基準）			チェック (申請者又は設計者が記入)
次のイからニまでのいずれかに該当するものであること			
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること		☐
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		☐
ハ	屋根が茅葺であること		☐
ニ	次の（１）及び（２）に該当すること		☐
		（１）外壁について、次の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること	
		（ｉ）片面を真壁造とした土塗壁であること	☐
		（ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	☐
		（iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	☐
		（２）屋根、床及び窓について、次の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること	
		（ｉ）屋根が①から③のいずれかの構造であること	①化粧野地天井 ☐
			②面戸板現し ☐
			③せがい造り ☐
		（ii）床が板張りであること	☐
		（iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること	☐

※当該チェックリストは、告示第 1 項第 1 号に定める基準への適合の確認に活用できます。告示第 1 項第 2 号に基づき、所管行政庁が、必要な要件を付加したものを別に定めている場合や、告示第 2 項に基づき前項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを別に定めている場合は、当該チェックリストを参考に適宜修正の上、ご活用ください。

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築 S D G s 推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説（2024 年度版）」を参考にしてください。

申請者氏名： 設計者氏名：

(参考) 技術的助言

国 住 建 環 第 65 号

平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であると認める際の判断について（技術的助言）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の附帯決議において、「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること」とされた。これを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）附則第 2 条の所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第 1 条第 1 項第 2 号イ（以下「外皮基準」という。）に適合させることが困難であると認めるもの（以下「気候風土適応住宅」という。）については、法第 19 条第 1 項の規定による届出において、外皮基準の規定は適用しないこととされている。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）附則第 2 項の規定により、省令附則第 2 条の規定を適用する場合において一次エネルギー消費量基準については緩和されることが措置されている。

本技術的助言において、所管行政庁が気候風土適応住宅と認定する際の参考となるよう、別添の通り、気候風土適応住宅の認定のガイドラインを策定したので執務の参考とされたい。なお、本ガイドラインにおいて記載のない要素を用いた住宅についても、地域の状況を考慮し、気候風土適応住宅とすることを妨げるものではない。

各所管行政庁においては、伝統的構法の承継にも配慮しつつ、必要に応じて本ガイドラインを参考に、地域の状況を考慮した認定指針等を策定する等、適切な運用を図ることとされたい。

また、管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知されるようお願いする。

気候風土適応住宅の認定のガイドライン

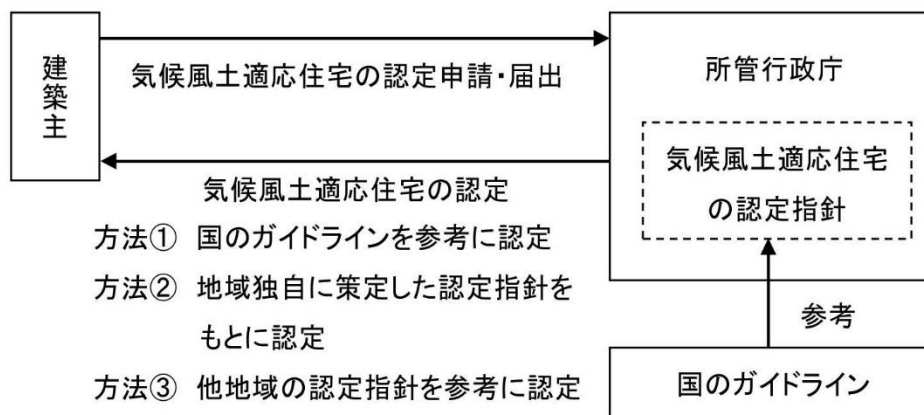
1. 気候風土適応住宅の認定の対象及び基本的な流れ

省令附則第2条に基づき、所管行政庁により個別に気候風土適応住宅の認定を受けた住宅については、法第19条第1項に基づく届出において、外皮基準は適用されないこととなり、一次エネルギー消費量基準も緩和されることとなる。この届出の対象となる住宅は延床面積が一定規模以上のものを予定しており、一定規模未満の住宅は気候風土適応住宅の認定の対象とならないので留意されたい。

また、気候風土適応住宅の認定は住宅用途に限定されているとともに、以下の制度については、外皮基準の適用除外及び一次エネルギー消費量基準の緩和の規定はなく、気候風土適応住宅の認定の対象とならない。

- 1) 法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
- 2) 法第7条に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示
- 3) 法第36条に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定

以下に、省令附則第2条に基づき、所管行政庁による気候風土適応住宅の認定を受けた場合の基本的な流れを示す。



2. 地域風土適応住宅の特徴をとらえる観点

気候風土適応住宅は、様々な観点からその特徴を捉えることができると考えられるが、本ガイドラインでは、次に掲げる 5 つの観点に着眼する。

1) 様式・形態・空間構成

地域や外部環境に固有の気象要素（外気温、日射、外部風など）の活用や制御に資する、地域に根ざした住宅の様式や形態、空間構成に関する特徴。

2) 構工法

地域で旧来より用いられてきた構造方式や構造材の使用法、劣化外力となる地域の気象要素に対する耐久性向上に資する住宅各部の材料・構法などに関する特徴。

3) 材料・生産体制

地域で生産・供給される建築材料の使用、地域の生産者や職人が住宅生産に関与する仕組みなどに関する特徴。

4) 景観形成

地域のまちなみや集落景観の維持保全に資する、建物や外構の構成、形態、材料などに関する特徴。

5) 住まい方

地域でこれまで培われてきた暮らしを継承しているとみられる住まい方に関する特徴。

3. 気候風土適応住宅の判断にあたっての考え方

本ガイドラインでは、2. において掲げる 5 つの観点から捉えられる気候風土適応住宅の判断にあたっての考え方を、次のように整理する。

地域の気候及び風土に応じた 1) 様式・形態・空間構成、2) 構工法、3) 材料・生産体制、4) 景観形成及び 5) 住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であると想定される要素を含む住宅であるもの

4. 地域の気候及び風土に応じた住宅の特徴

表1に、2.において掲げる5つの観点から、地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素の例を示す。地域の気候及び風土に応じた住宅は、一般的に、表1に例示する要素を多面的に備えているものが多いと考えられる。

表1 地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素の例

観 点	区 分		要素の例
1) 様式・形態・空間構成	内部	内部空間	続き間
			縁側
			つちえん（どえん） 土縁
			玄関（風除室）
			高天井
			吹抜け
	内外境界部	建具	引戸形式の内部建具
			欄間
		屋根・軒	深い軒庇
			越屋根
			大きな窓（掃出し、連窓、引込み形式、多層構成の建具等）
2) 構工法	構造部分	開口部	地窓
			高窓、天窓
		外部	外部床（照り返しを抑制する素材）
			中庭等
			屋敷林
		構造部材	無垢材である製材の使用
			断面が大きな構造材の使用
			部材現し（軸組、床組、たるき、小屋組等）
		軸組・耐震要素	貫・差鴨居等の軸組
			土塗壁
			板壁（落とし込み板壁等）
			土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの
			外壁両側を木材現しにしたもの（校倉・丸太組構法等）
			開放的な床下（石場建て・足固め等）
		小屋組・軒構法	和小屋組（多重梁）
			さす構造、たるき構造、登り梁
			せがい造り、はね木（出し梁）
			めんどいた 面戸板現し
		接合方式・加工法	金物類の非使用
			手刻みによる加工、伝統的な継手仕口
	非構造部分 （外部）	屋根	瓦屋根
			かやぶ 茅葺き屋根
			板葺き、樹皮葺き
			荒板による屋根野地
			屋根通気ブロック

		外壁	樹皮張り
			がんき 雁木
			高基礎壁
			花ブロック
		開口部	木製建具
			下地窓、無双窓 むそう
			雨戸
			紙障子
			格子
	非構造部分 (内部)	内壁・内天井	塗壁（漆喰塗、珪藻土塗）
			板張り壁
			さおぶち あじろ すのこ 竿縁天井、網代天井、簀子天井
		内部床	土間（三和土） たたき
			畳（稲わら畳床）
			床板張り仕上げ
		建材等	自然材料系断熱材
			調湿材
			古色塗り、漆塗り等 うるし
3) 材料・生産体制	地域材料の使用		地域産の木材の使用
			地域産の自然素材の使用
			地域で生産される建材の使用
	地域に根ざした生産・維持管理の体制		技術の伝承
			地域の住宅生産者が主導する体制
			地域の大工、建築職人の登用
4) 景観形成	景観の維持・形成		地域に根ざす建物形態・材料の使用
			周囲と調和・連担した外構、緑化計画
	緑・生態系の維持		地域の植生を活用した緑化
			緑の連担による生物の生息環境の保全
5) 住まい方	設備に頼らない暮らし		日常生活空間の縮小化
			季節に応じた生活習慣（建具の入れ替え、打ち水、風鈴等）
			季節ごとの衣類の着脱の工夫（冬期の厚着、夏期の薄着等）
			局所的な採暖器具の利用（囲炉裏、炬燵等） いろり こたつ
	気象要素を制御・活用する暮らし		窓・雨戸の開け閉めの励行
			すだれ・よしずの利用
			雪囲いの利用

※当該地域の所管行政庁が必要であると認める要素は、表1に掲げる要素の例と同様に取り扱うことができる。

表 2 外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例

観 点	区 分	要素の例	
1) 様式・形態・空間構成	内部	①	縁側
2) 構工法	構造部材	②	小屋組現し、かつ、野地現し
	軸組・耐震要素	③	土塗壁（外壁両側を真壁としたもの、外壁片側を真壁としたもの、土蔵造りのもの）
		④	板壁（落とし込み板壁等）のうち、外壁両側を真壁としたもの
		⑤	土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの
		⑥	外壁両側を木材現しにしたもの（校倉・丸太組構法等） ^{あぜくら}
		⑦	開放的な床下（石場建て・足固め等）
	小屋組・軒構法	⑧	せがい造り、はね木（出し梁）
		⑨	^{めんどいた} 面戸板現し
	屋根	⑩	^{かやぶ} 茅葺き屋根
	開口部	⑪	木製建具のうち、地場で製作されるもの
		⑫	下地窓、 ^{むそう} 無双窓
	内壁・内天井	⑬	^{きおぶち} 竿縁天井、 ^{あじろ} 網代天井、 ^{すのこ} 簀子天井
	内部床	⑭	^{たたき} 土間（三和土）
		⑮	床板張り仕上げのうち、下地板を用いず単層床板張りとしたもの

※当該地域の所管行政庁が必要であると認める要素は、表 2 に掲げる要素の例と同様に取り扱うことができる。

以上

(参考文献)

- 1) 名古屋地方気象台ホームページ
- 2) 気象庁資料
- 3) 改訂（第4版）愛知県木造住宅耐震診断マニュアル（一般診断法による診断）（愛知県・愛知県建築物地震対策推進協議会）
- 4) 知恵と工夫の設計ー伝統建築に学ぶ（伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会）
- 5) 愛知県産材認証機構ホームページ
- 6) 「気候風土適応住宅の解説」2024年度版（（一財）住宅・建築SDGs推進センター）
- 7) 木造耐震ネットワーク知多第50回研修会（木造耐震ネットワーク知多 成田完二）
- 8) 図解建築用語辞典（編集：建築用語辞典編集委員会、理工学社）
- 9) 伝統建具の種類と製作技法（編集：大工道具研究会、誠文堂新光社）
- 10) 木造住宅用標準納まり図（（公財）日本住宅・木材技術センター）
- 11) 貫仕様・構造用面材片壁真壁の施工例（大江忍資料提供）
- 12) 貫工法写真（大江忍資料提供）
- 13) サステナブル建築物先導事業採択事例（水野設計室）
- 14) 日本建築古典叢書第8巻近世建築書一構法雛形（大龍堂書店、若山滋・麓和善編著、1993年3月刊）、平成24年度伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会報告書Ⅲ（特定非営利活動法人緑の列島ネットワーク、平成26年7月）
- 15) サステナブル建築物先導事業採択事例（（有）ナチュラルパートナーズ）
- 16) 愛知県陶器瓦工業組合ホームページ
- 17) あいちエコフレンドリー住宅ガイドブック（愛知県）
- 18) HEAT20設計ガイドブック（編集：HEAT20設計ガイドブック作成WG、㈱建築技術）
- 19) 日本建築学会大会学術講演梗概集2001.7（雲井信広、堀越哲美、宇野勇治）
- 20) サステナブル建築物先導事業採択事例（一級建築士事務所丹羽明人アトリエ）
- 21) 日本建築学会計画系論文集2000.12第538号（宇野勇治、堀越哲美）
- 22) 住宅総合研究財団研究論文集N0.37 2010年版（宇野勇治、太田昌宏、堀越哲美）
- 23) 愛知の普及事業のあゆみ：農業改良普及事業30周年記念誌（愛知県農業水産部農業技術課 編）
- 24) 名城大学吉永美香研究室ホームページ
- 25) 自立循環型住宅への設計ガイドライン（（一財）建築環境・省エネルギー機構）
- 26) 国立研究開発法人建築研究所ホームページ